



JASDAQ

平成22年10月4日

各位

会社名 株式会社ジー・テイスト  
代表者名 代表取締役社長 稲吉 史泰  
(JASDAQ・コード 2694)  
問合せ先 常務取締役 川上 一郎  
(TEL 022-237-5566)

第三者割当により発行される第2回新株予約権、第3回及び第4回並びに第5回  
無担保転換社債型新株予約権付社債の募集に関するお知らせ

当社は、平成22年10月4日開催の取締役会において、以下のとおり、第三者割当の方法により第2回新株予約権（以下、「本新株予約権」という。）、第3回無担保転換社債型新株予約権付社債及び第4回無担保転換社債型新株予約権付社債並びに第5回無担保転換社債型新株予約権付社債（これらを以下「本社債」という。）をそれぞれ発行することについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 募集の概要

第2回新株予約権

|                                   |   |
|-----------------------------------|---|
| (1) 発行期日                          | 平成22年10月21日   |
| (2) 発行新株予約権数の総数                   | 20個   |
| (3) 発行価額                          | 総額1,135,700円（新株予約権1個当たり56,785円）   |
| (4) 当該発行による潜在株式数                  | 行使価額70円における潜在株式数：1,428,560株<br>行使価額上限値（140円）における潜在株式数：714,280株<br>行使価額下限値（35円）における潜在株式数：2,857,140株  |
| (5) 資金調達額（新株予約権の行使に際して出資される財産の価額） | 101,135,700円（差引手取概算額：96,135,700円）<br>（内訳）新株予約権発行分：1,135,700円<br>新株予約権行使分：100,000,000円   |
| (6) 行使価額                          | 行使価額は、70円とする<br>なお、平成23年5月2日（第1回修正日）、平成23年11月9日（第2回修正日）、平成24年5月16日（第3回修正日）をそれぞれ行使価額修正日とし、当該修正日に先立つ5取引日の当社普通株式の普通取引の終値（気配値含む）単純平均90%に行使価額が修正され、行使価額修正日より適用するものとする。なお、行使価額の修正範囲はその上限を行使価額70円の200%までの140円とし、下限を行使価額70円の50%までの35円とする。 |
| (7) 募集又は割当方法                      | 第三者割当により割当てる  |
| (8) 割当先                           | Brilliance Hedge Fund（ブリランス・ヘッジ・ファンド）：50,000,000円（10個）<br>Brilliance Multi Strategy Fund（ブリランス・マルチ・ストラテジー・ファンド）：50,000,000円（10個）  |

ご注意：この文書は、当社の第2回新株予約権、第3回及び第4回並びに第5回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行に関して、一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

|  |                  |
|--|------------------|
| (9) その他有価証券届出書に記載している内容のうち発行新株予約権に関する必要な内容 | 譲渡制限条項及び行使制限条項あり |
|--|------------------|

### 第3回転換社債型新株予約権付社債

|   |   |
|---|---|
| (1) 発行期日                                      | 平成22年10月21日   |
| (2) 新株予約権の総数                                  | 40個   |
| (3) 社債及び新株予約権の発行価額                            | 各本社債の払込金額：5,000,000円（各本社債の金額100円につき100円）<br>各新株予約権の払込金額：無償とする   |
| (4) 当該発行による潜在株式数                              | 転換価額（70円）における潜在株式数：2,857,120株<br>転換価額上限値（140円）における潜在株式数：1,428,560株<br>転換価額下限値（35円）における潜在株式数：5,714,280株  |
| (5) 資金調達額（新株予約権の行使に際して出資される財産の価額）             | 200,000,000円（差引手取概算額：189,000,000円）<br>（内訳）本社債の払込金額の総額<br>（各本社債の金額に各本社債の総数を乗じた数）<br>：200,000,000円  |
| (6) 行使価額又は転換価額及びその修正条件                        | 転換価額は70円とする<br>なお、平成23年5月2日（第1回修正日）、平成23年11月9日（第2回修正日）、平成24年5月16日（第3回修正日）をそれぞれ転換価額修正日とし、当該修正日に先立つ5取引日の当社普通株式の普通取引の終値（気配値含む）単純平均90%に、転換価額が修正され、転換価額修正日より適用するものとする。なお、転換価額の修正範囲はその上限を転換価額70円の200%までの140円とし、下限を転換価額70円の50%までの35円とする。 |
| (7) 募集又は割当方法                                  | 第三者割当により割当てる  |
| (8) 割当先                                       | Brillance Hedge Fund（ブリランス・ヘッジ・ファンド）：100,000,000円（20個）<br>Brillance Multi Strategy Fund（ブリランス・マルチ・ストラテジー・ファンド）：100,000,000円（20個）  |
| (9) その他有価証券届出書に記載している内容のうち発行新株予約権付社債に関する必要な内容 | 譲渡制限条項あり  |

（注）「転換価額」とは、本社債に付された新株予約権の行使により払込を要する当社普通株式1株当たりの額を意味します。

### 第4回転換社債型新株予約権付社債

|                                   |  |
|-----------------------------------|--|
| (1) 発行期日                          | 平成22年10月21日  |
| (2) 新株予約権の総数                      | 20個  |
| (3) 社債及び新株予約権の発行価額                | 各本社債の払込金額：2,000,000円（各本社債の金額100円につき100円）<br>各新株予約権の払込金額：無償とする                                      |
| (4) 当該発行による潜在株式数                  | 転換価額（70円）における潜在株式数：571,420株<br>転換価額上限値（140円）における潜在株式数：285,700株<br>転換価額下限値（35円）における潜在株式数：1,142,840株 |
| (5) 資金調達額（新株予約権の行使に際して出資される財産の価額） | 40,000,000円（差引手取概算額：38,000,000円）<br>（内訳）本社債の払込金額の総額<br>（各本社債の金額に各本社債の総数を乗じた数）<br>：40,000,000円      |

ご注意：この文書は、当社の第2回新株予約権、第3回及び第4回並びに第5回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行に関して、一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

|   |  |
|---|--|
| (6) 行使価額又は転換価額及びその修正条件                        | <p>転換価額は70円とする</p> <p>なお、平成23年5月2日（第1回修正日）、平成23年11月9日（第2回修正日）、平成24年5月16日（第3回修正日）、平成24年11月26日（第4回修正日）、平成25年6月3日（第5回修正日）をそれぞれ転換価額修正日とし、当該修正日に先立つ5取引日の当社普通株式の普通取引の終値（気配値含む）単純平均90%に、転換価額が修正され、転換価額修正日より適用するものとする。なお、転換価額の修正範囲はその上限を転換価額70円の200%までの140円とし、下限を転換価額70円の50%までの35円とする。</p> |
| (7) 募集又は割当方法                                  | 第三者割当により割当てる   |
| (8) 割当先                                       | 株式会社ジー・コミュニケーション：40,000,000円（20個）  |
| (9) その他有価証券届出書に記載している内容のうち発行新株予約権付社債に関する必要な内容 | 譲渡制限条項あり   |

(注)「転換価額」とは、本社債に付された新株予約権の行使により払込を要する当社普通株式1株当たりの額を意味します。

#### 第5回転換社債型新株予約権付社債

|   |   |
|---|---|
| (1) 発行期日                                      | 平成22年10月21日   |
| (2) 新株予約権の総数                                  | 26個   |
| (3) 社債及び新株予約権の発行価額                            | 各本社債の払込金額：5,000,000円（各本社債の金額100円につき100円）<br>各新株予約権の払込金額：無償とする   |
| (4) 当該発行による潜在株式数                              | <p>転換価額（70円）における潜在株式数：1,857,128株</p> <p>転換価額上限値（140円）における潜在株式数：928,564株</p> <p>転換価額下限値（35円）における潜在株式数：3,714,282株</p>   |
| (5) 資金調達額（新株予約権の行使に際して出資される財産の価額）             | <p>130,000,000円（差引手取概算額：123,000,000円）</p> <p>（内訳）本社債の払込金額の総額<br/>（各本社債の金額に各本社債の総数を乗じた数）<br/>：130,000,000円</p>   |
| (6) 行使価額又は転換価額及びその修正条件                        | <p>転換価額は70円とする</p> <p>なお、平成23年5月2日（第1回修正日）、平成23年11月9日（第2回修正日）、平成24年5月16日（第3回修正日）、平成24年11月26日（第4回修正日）、平成25年6月3日（第5回修正日）、平成25年12月10日（第6回修正日）、平成26年6月17日（第7回修正日）をそれぞれ転換価額修正日とし、当該修正日に先立つ5取引日の当社普通株式の普通取引の終値（気配値含む）単純平均90%に、転換価額が修正され、転換価額修正日より適用するものとする。なお、転換価額の修正範囲はその上限を転換価額70円の200%までの140円とし、下限を転換価額70円の50%までの35円とする。</p> |
| (7) 募集又は割当方法                                  | 第三者割当により割当てる  |
| (8) 割当先                                       | 株式会社ジー・コミュニケーション：130,000,000円（26個）  |
| (9) その他有価証券届出書に記載している内容のうち発行新株予約権付社債に関する必要な内容 | 譲渡制限条項あり  |

(注)「転換価額」とは、本社債に付された新株予約権の行使により払込を要する当社普通株式1株当たりの額を意味します。

ご注意：この文書は、当社の第2回新株予約権、第3回及び第4回並びに第5回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行に関して、一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

## 2. 募集の目的及び理由

### (1) 当該資金調達の目的及び理由

当社を取り巻くビジネス環境は、昨今の景気の低迷から依然として厳しい状況が続いております。

このような中、当社は新規出店を抑制する一方、不振店の業態見直しや老朽化した店舗のリニューアル、メニューの見直し、コストの削減などに積極的に取り組んでまいりました。

また、平成21年8月1日に株式会社グローバルアクトを吸収合併したことにより平成22年3月期末の店舗数が269店（平成21年3月末から88店舗増加）となったことに加え、本社機能統合による間接コストの低減化を図りながら営業基盤の拡大を図ってまいりました。

しかしながら、個人消費の低迷や新型インフルエンザの流行などから来店客数が減少し、売上高は合併効果により増収となったものの、コストの増加がそれを上回るなど、状況が改善するまでには至りませんでした。このため、平成22年3月期に引き続き、グランドメニューの見直しや、期間を限定した「フェア」の定期的開催など、お客様満足度の向上を主眼として、継続的にその打開策を模索してまいりました。

打開策の一環として、売上に対する管理コストの削減、商品開発上の効率性及び営業エリアの効率化など事業上のシナジー効果を目的に、平成22年5月27日にフードインクルーヴ株式会社を吸収合併することを決議し、平成22年7月1日に吸収合併したことに伴い、事業の効率化が進んだものの、景気悪化に伴う個人消費の落ち込みの影響などから依然として業績は厳しい状況が続いており、財務体質の改善及び営業キャッシュ・フローの改善が最重要課題となっております。

#### ・第2回新株予約権

営業キャッシュ・フローが引き続き改善されなかった場合、当社が有する借入債務及び借入債務の金利負担などの返済にも影響があり、財務体質の悪化を招く恐れがあるとともに、手元資金の減少により今後の景気反転に伴う積極的な事業展開ができなくなる可能性が高くなると考えました。特に納税資金や配当金等の季節性需要以外の運転資金として調達した短期借入金399百万円（平成22年9月30日現在）については、目先の財務体質を脆弱にしている一因と捉えております。当該負債の返済期間の緩速化を目的とした借換え等、課題の解決策を検討しましたが、平成22年9月30日現在の長期借入金及び社債（1年内長期借入金及び1年内償還社債を含む）残高4,000百万円の加重平均返済期間は2.7年であり、1年当たりの返済額が1,468百万円と前事業年度の営業キャッシュ・フロー466百万円を大幅に超過していることから当該負債の返済期間の緩速化は、その一部は改善することが期待できるものの、将来的な観点から根本的な課題解決にならないと判断しました。以上を踏まえ、当該負債のうち短期借入金の一部を圧縮する目的として第2回新株予約権を発行することとしました。当該新株予約権の行使により調達する手取り概算額の96百万円については、当該短期借入金の返済及び利息の支払いの一部に充当することから、当社の財務上の課題の一つである短期借入金の軽減において想定できる手法の中で検討を行いました。

第三者割当による普通株式の発行は、当該短期借入金の軽減を図る点については直接的に効果のある手法と考えましたためブリランス・ヘッジ・ファンドおよびブリランス・マルチストラテジー・ファンドあるいは、他の割当候補先と第三者割当増資による普通株式の割当について交渉を重ねました。その中で、普通株式、転換社債型新株予約権付社債、及び新株予約権のそれぞれの手法による引受額について割当候補先と交渉を行った結果、もっとも効果的とは言えないまでも、上記の借入金の残高に近い割当額を望むことが可能なスキームを選択することが当該課題の解決策に有効と判断し、その一部として新株予約権を募集することといたしました。なお、当該新株予約権については未行使の新株予約権の全部又は一部の取得が可能となる取得条項が定められており、より有利な資金調達方法が見つかった場合には、当社の意思決定により、新株予約権による資金調達を実質的に取りやめる事が可能であることから今後当社の資本政策上の戦略を機動的に展開することができると考えております。

#### ・第3回無担保転換社債型新株予約権付社債

上記の通り、短期借入金で調達した上記残高399百万円の一部を、自己資本の強化に伴う資金調達により返済することが当社の財務上の課題解決に有効と考えておりますが、一方で権利行使されない場合、目的が達成できないと考えております。したがって、第三者割当増資による普通株式の発行を検討いたしました。しかしながら、ブリランス・ヘッジ・ファンドおよびブリランス・マルチストラテジー・ファンドあるいは、他の割当候補先との間で第三者割当増資による普通株式の割当について交渉を重ねましたが、上記に記載の通り普通株式、転換社債型新株予約権付社債、及び新株予約権それぞれの手法による割当候補先の引受可能額を検証した結果、転換社債型新株予約権付社債を募集することといたしました。なお、新株予約権と

ご注意：この文書は、当社の第2回新株予約権、第3回及び第4回並びに第5回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行に関して、一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

異なり、社債に付された新株予約権が行使されない場合においても短期借入金の返済を緩速化することにより、財務体質を一定程度改善できる転換社債型新株予約権付社債を発行することといたしました。なお、当該社債に付された新株予約権の行使により調達する手取り概算額の189百万円については当該短期借入金の返済及び利息の支払いの一部に充当することから、当社の財務上の課題の一つである短期借入金の軽減において有効な手段と考えております。

また、転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権が行使されなかった場合においても、短期借入金返済の緩速化により一定程度合いの財務体質の改善が図ることができると考えております。

#### ・第4回無担保転換社債型新株予約権付社債

景況感の先行き不透明感による個人消費の低迷が、当事業年度も継続することを前提とし当事業年度につきましては積極的な出店は行わない方針ですが、一方において営業キャッシュ・フローの改善が進まない可能性があるため、改装、業態転換、居抜き物件を活用した新規出店など低額の投資は継続して実施する必要があると考えております。当該投資は、3年程度の回収を目途として投資判断を行っており、長期借入金の返済が営業キャッシュ・フローを大幅に超過している状況下での長期借入金による当該投資資金の調達に伴う負債の増加は将来的には課題が大きくなる可能性が高くなると考え、直接金融による調達を検討いたしました。

当該資金について第三者割当増資による普通株式の発行を検討いたしました。割当先である株式会社ジー・コミュニケーションに対して、普通株式、転換社債型新株予約付社債のそれぞれの手法による引受可能額の確認を行ったところ、調達可能金額の観点から当該投資資金の調達においては、一時的に負債が増加するものの、社債に付された新株予約権の行使が進めば、増加した自己資本を返済原資とすることにより、負債が軽減されるとともに自己資本を強化されることとなるため、転換社債型新株予約権付転換社債を、当該投資資金の調達手法として検討いたしました。

さらに当該調達資金の目的を考慮し、下記の第5回転換社債型新株予約権付社債と比較し、償還期限が短い一方で、利息負担が軽減される理由から第4回無担保転換社債型新株予約権付転換社債は当該投資資金の調達法として最良と考えました。

#### ・第5回無担保転換社債型新株予約権付社債

先に記載いたしましたとおり、長期借入金の年間返済額が営業キャッシュ・フローを大幅に超過していることが中長期的な財務上の課題と考えております。したがって現在、主力取引銀行等から新たに長期借入金を調達することにより加重平均した平均返済期間の長期化に取り組んでおります。しかしながら景況感の反転時には、いち早く積極的な投資を行うことが企業価値の向上、既存株主様の持ち分価値向上に資すると認識しており、そのために長期有利子負債の早期圧縮が機動的な経営を行うために重要課題と認識し、直接金融による資金調達を検討いたしました。

当該資金について第三者割当による普通株式の発行を検討いたしました。割当先である株式会社ジー・コミュニケーションに対して普通株式、転換社債型新株予約付社債のそれぞれの手法による引受可能額の確認を行ったところ、調達可能金額の観点から当該投資資金の調達においては、一時的に負債が増加するものの、社債に付された新株予約権の行使が進めば、増加した自己資本を返済原資とすることにより、負債が軽減されるとともに自己資本を強化されることとなるため、転換社債型新株予約権付転換社債を、当該投資資金の調達手法として検討いたしました。当該社債の発行により調達する手取り概算額の123百万円については長期借入金の返済原資に充当いたします。

また、当該社債に付された新株予約権が行使されなかった場合、負債がそのまま残ることとなりますが、第5回無担保転換社債型新株予約権付社債の償還期限を4年としているため、結果的に有利子負債の返済期間の緩速化となり、引いては返済負担の軽減化につながり景況感の反転時に積極投資を可能とする一因になると考え、当該目的を一定程度達成できるものと考えております。

#### (2) 当該資金調達の方法を選択した理由について

資金調達を検討するにあたり、コミットメントラインを含め金融機関からの借入調達について検討いたしました。当社の現状の業績を鑑みて、間接金融による資金調達は、当社の認識する財務上の課題の抜本的な解決策ではないことから、直接金融による資金調達を模索することとし、一般投資家を対象とした公募増資を検討いたしました。幹事証券会社より当社株式の出来高が少ないことなどから引受ができない旨、回答がありましたので続いて第三者割当増資による普通株式の募集を検討いたしました。

ご注意：この文書は、当社の第2回新株予約権、第3回及び第4回並びに第5回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行に関し、一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

しかしながら、割当候補先との交渉を行い、調達目的ごとにそれぞれ普通株式、転換社債型新株予約権付社債、新株予約権の手法別に調達可能額を検討した結果、転換社債型新株予約権付社債、新株予約権の発行が調達可能金額の側面において最も良い手法と判断するに至り、当該方法を選択しました。なお、行使価額（または転換価額）が発行決議日の前営業日の終値の90%とした点、6か月超の期間間隔で行使価額（または転換価額）を修正する行使価額（または転換価額）修正条項を設けた点につきましては、当該条件がそれぞれ割当先と交渉した結果割当先より提示を受けた条件であり、当社において当該条件のもとに資金調達を行うことについて検討した結果、当該条件によれば当社の希望する額の調達が可能なことから、当社といたしましては資金調達の重要性から当該条件で調達することを決定いたしました。

一般の金融情勢の悪化から資金調達手段の多様化を検討する中で、新株予約権及び転換社債型新株予約権付社債の発行は、権利行使による資本増加が見込まれる手法でありながら、一般に権利行使にあたっては、市場環境や株価の推移などが考慮されることが選択の理由として挙げられます。また、本新株予約権及び転換社債型新株予約権付社債は行使価額または転換価額が6か月超の期間間隔で修正されることに伴い、結果的に権利行使が進むことにより資本が増強されると考えました。なお、割当先のうちプリランス・ヘッジ・ファンド、及びプリランス・マルチ・ストラテジー・ファンドについては、新株予約権及び新株予約権付社債に付された新株予約権の行使によって取得する普通株式については長期保有を訳していないため、適宜判断のうえ市場動向を勘案しながら比較的短期間で売却することを想定する旨伺っております。一方、株式会社ジー・コミュニケーションにおいては当該社債に付与される新株予約権の行使によって取得する株式については長期保有を約しておりますが、その権利行使については当社の株主構成を勘案しながら適宜判断していく旨伺っております。以上のことから行使が促進されやすいと考えております。

なお、当社が重視した要素は以下のとおりです。

<メリットとなる要素>

【当社にとってのメリット】

- ① 新株予約権（本新株予約権及び本社債に付された新株予約権）の行使について当社株価の低迷などの要因によって資金調達できない不安定要素が伴うものの、行使価額（または転換価額）が6ヶ月超の期間間隔で行使価額（または転換価額）が修正されることから、一定程度の行使（または社債の転換）が進む設計になっていることから財務体質の改善が見込まれること
- ② 新株予約権（本新株予約権及び本社債に付された新株予約権）が行使された場合、交付される株式数のうち1株未満は切捨てられるとともに、当該行使にかかる新株予約権の発行代金（社債については、社債部分の全て）が当社の資本金および資本準備金となるため、1株未満の端数に相当する社債部分の償還が生じないこと

<デメリットとなる要素>

【既存株主にとってのデメリット】

- ① 新株予約権（本新株予約権及び本社債に付された新株予約権）の行使が進んだ場合、6,714,228株（本新株予約権の全てが行使価額70円で行使され、かつ本社債に付された新株予約権の全てが転換価額70円で転換された場合）の新株式が交付されるため（本新株予約権が下限行使価額にて全て行使された場合及び当該社債に付された新株予約権が下限行使価額にて全て行使された場合においては、13,428,542株の新株式が交付されるため）、既存株式が最大で23.06%の希薄化が生じること

【当社にとってのデメリット】

- ① 転換社債型新株予約権付社債は、本社債に付された新株予約権が満期償還まで2年程度と長期間ではないため、本社債に付された新株予約権の行使が進まなかった場合、本社債の満期償還が近づくことに伴って、かかる返済原資の問題が発生し、新たな資金調達などを検討しなければならなくなり、償還リスクが残ること

今回の第三者割当増資により、既存の株主様には本新株予約権の行使または本社債に付された新株予約権の行使により短期的には株式価値の希薄化が生じることとなりますが、当該増資に伴って当社の収益性の改善及び財務基盤が強化され、企業価値の最大化が図られることにより、中長期的な観点から見れば、株主の皆様が利益が高まるものと認識しております。

ご注意：この文書は、当社の第2回新株予約権、第3回及び第4回並びに第5回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行に関し、一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

### (3) 本新株予約権の特徴

本新株予約権の特徴は、次のとおりとなります。

#### i 行使価額及び対象株式数の修正

本新株予約権は、次の要領で、行使価額及び対象株式数が6ヶ月超の期間間隔で修正されます。

- ① 新株予約権の行使価額70円は、発行決議日の前日の終値の90%となっております。
- ② 平成23年5月2日（第1回修正日）、平成23年11月9日（第2回修正日）、平成24年5月16日（第3回修正日）をそれぞれ行使価額修正日とし、当該修正日に先立つ5取引日の当社普通株式の普通取引の終値（気配値含む）単純平均90%に、行使価額が修正されます。
- ③ 修正される行使価額の範囲に上限値と下限値を設定しており、上限行使価額は行使価額70円の200%、下限行使価額は行使価額70円の50%であり、発行決議日の株価を基準とすると上限行使価額方向の幅の方が広がっております。
- ④ 行使価額を1個当たりの払込金額である金5,000,000円で除した数（端数切り捨て）が行使により付与される株式数となりますので、行使価額の修正に伴い、交付される株式数も修正されます。行使価額が時価を基準とした価額に定期的に修正されることから、行使価額が固定型の新株予約権に比べて行使が行われやすく、当社の調達という目的が達成しやすくなります。

#### ii 行使に際して出資される財産額の固定

本新株予約権は、上記iのとおり、行使価額の修正、それに伴い行使により付与される株式数は修正されますが、本新株予約権1個当たりの払込金額は金5,000,000円と固定されており、行使総額100百万円は修正されません。ただし、行使期間中に全て行使が行われない場合や、取得条項や取得請求により本新株予約権が取得による消却がなされた場合は調達額が減少いたします。

#### iii 行使停止要請条項

本新株予約権には行使停止要請条項が規定されており、次の要領で、当社の意思決定により行使停止要請が可能です。

- ① 本新株予約権者に10取引日前までに書面で通知することにより、本新株予約権を行使することが出来ない期間を指定することができます。
- ② 使停止要請可能な新株予約権は未行使の本新株予約権の全部又は一部に対して可能となります。
- ③ 使停止要請可能な期間は割当日から行使期間満了日の1ヶ月前までであり、この要件を満たす限り行使停止要請期間に制限はありません。
- ④ 使停止要請の回数に制限はなく、かつ同時に複数の行使停止要請を行うことができます。
- ⑤ 当社は、本新株予約権者に書面で通知することにより、行使停止要請期間の満了日前に行使停止要請の解除が可能です。当該行使停止要請条項により、まとまった行使による急激な希薄化を防げることは既存株主様への不利益を最小限に抑える効果があります。

#### iv 取得条項（コールオプション）及び取得請求（プットオプション）

本新株予約権には以下の取得条項が規定されており、次の要領で、当社の意思決定により残存する本新株予約権の全部又は一部の取得が可能です（当社のコールオプション）。

- ① 本新株予約権の割当日以降、当社取締役会が本新株予約権の取得する日を定めたときは、本新株予約権者に対し、取得日の通知又は公告を当該取得日の2週間前までに行うことにより、取得日の到来をもって、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を発行価額相当額で取得することができます。
- ② 本新株予約権の買受契約において、上記①とは別に、本新株予約権者と買受契約を締結のうえ、当該契約の定めるところに従い、残存する本新株予約権の全部又は一部を発行価額相当額で取得することができます。

発行価額相当額で取得が可能であることから、新株予約権価値の上昇による資金負担は生じず、本新株予約権発行後においても、更に有利な調達方法の検討や柔軟な資本政策の策定が可能となります。

本新株予約権には以下の取得請求権が規定されており、次の要領で、新株予約権者の意思決定により残存する本新株予約権の全部又は一部の取得請求が可能です（本新株予約権者のプットオプション）。

- ① 本新株予約権者は、本新株予約権の割当日以降、その選択により、当社に対して当該新株予約権の取得希望日から5取引日前までに事前通知を行い、いつでも、その保有する本新株予約権の全部又は一部を本新株予約権の発行価額相当額

ご注意：この文書は、当社の第2回新株予約権、第3回及び第4回並びに第5回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行に関して、一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

で取得することを当社に対して請求する権利を有します。

- ② ただし本新株予約権者からは、会社の危機的状況等不測の事態が生じない限り、残存する本新株予約権の全部又は一部の取得請求を行わない旨の表明を受けております。

#### v 譲渡制限条項

本新株予約権には以下の譲渡制限条項が規定されており、次の要領となっております。

- ① 本新株予約権の譲渡については、当社の取締役会の承認を要するものとしております。
- ② 本新株予約権の買受契約により、割当先は本新株予約権を他の者に譲渡する場合には、割当先の本契約上の地位及びこれに基づく権利義務も共に当該譲受人に承継されるものとしております。

#### (4) 本社債の特徴

第3回無担保転換社債型新株予約権付社債の特徴は、次のとおりとなります。

##### i 転換価額及び対象株式数の修正

本社債は、次の要領で、転換価額及び対象株式数が6ヶ月超の期間間隔で修正されます。

- ① 本社債の転換価額70円は、発行決議日の前日の終値の90%となっております。
- ② 平成23年5月2日（第1回修正日）、平成23年11月9日（第2回修正日）、平成24年5月16日（第3回修正日）をそれぞれ転換価額修正日とし、当該修正日に先立つ5取引日の当社普通株式の普通取引の終値（気配値含む）単純平均90%に、転換価額が修正されます。
- ③ 修正される転換価額の範囲に上限値と下限値を設定しており、上限転換価額は転換価額70円の200%、下限転換価額は転換価額70円の50%であり、発行決議日の株価を基準とすると上限転換価額方向の幅の方が広がっております。
- ④ 転換価額を1個当たりの払込金額である金5,000,000円で除した数（端数切り捨て）が転換により付与される株式数となりますので、転換価額の修正に伴い、交付される株式数も修正されます。

転換価額が時価を基準とした価額に定期的に修正されることから、転換価額が固定型の転換社債型新株予約権付社債に比べて転換が行われやすくなります。

##### ii 転換に際して出資される財産額の固定

本社債は、上記iのとおり、転換価額の修正、それに伴い転換により付与される株式数は修正されますが、本社債1個当たりの払込金額は金5,000,000円と固定されており、転換総額200百万円は修正されません。

##### iii 利息の支払条項

本社債の利率は年3.2%に設定されております。なお、次の要領で、利息の支払いを行います。

- ① 本社債の割当日の翌日から本社債の満期償還日まで利息を付け、平成23年4月21日を第1回の利息支払期日、平成23年10月21日を第2回の利息支払期日、平成24年4月20日を第3回の利息支払期日、満期償還日を満期利息支払期日として、それぞれ年額利息の半分を支払います。
- ② 本社債の割当日後又は前回の利息支払期日後、次の各利息支払期日前に本社債に付された新株予約権の行使の効力が発生した本社債については、割当日後又は前回の利息支払期日後から行使の効力発生日までの利息を付しません。
- ③ 本社債の割当日後または前回の利息支払期日後、次の各利息支払期日（当日含む）までに繰上償還又は買入消却される本社債については、本社債の割当日後または前回の利息支払期日後から繰上償還日又は買入消却日までの利息を付しません。
- ④ 繰上償還または買入消却される本社債については、繰上償還または買入消却後は利息を付しません。  
本社債の転換が進んだ場合、利息負担が抑えることができます。

##### iv 手数料条項

本社債の手数料は次の要領のとおり、設定されています。

- ① 繰上償還または買入消却される本社債については、繰上償還日または買入消却日の繰上償還または買入消却される本社債の額面100円につき3.0%を乗じた額を支払います。  
本社債の転換が進んだ場合、手数料負担が抑えることができます。

##### v 繰上償還（当社のコールオプション）

ご注意：この文書は、当社の第2回新株予約権、第3回及び第4回並びに第5回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行に関して、一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。



本社債には以下の取得条項が規定されており、次の要領で、当社の意思決定により、残存する本社債の繰上償還が可能です。(当社のコールオプション)。

- ① 当社は、平成23年4月21日を繰上償還日として、その選択により償還の期限までに残存する本社債の全部または一部を額面100円につき金100円にて繰上償還できます。なお、この場合、繰上償還日の2週間前までに社債権者に事前通知し、応答日がない場合はその前日を、応答日が金融機関休業日の場合はその前営業日を繰上償還日とします。
- ② 当社は、本社債の発行後、当社が消滅会社となる合併または当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転(以下、「組織再編行為」という。)につき、当社の当該組織再編行為承認機関による承認がなされることを条件として、当該組織再編行為の効力発生日以前に設定される繰上償還日に残存する本社債の全部(一部は不可)を額面100円につき金100円にて繰上償還できます。なお、この場合、繰上償還日の1ヶ月前までに社債権者に事前通知します。発行価額相当額で取得が可能であることから、今後、更に有利な調達方法の検討や柔軟な資本政策の策定が可能となります。なお、本社債権者のプットオプションはありません。

#### vi 買入消却

本社債には以下の買入消却条項が規定されており、次の要項で、当社と社債権者の合意により、買入消却が可能です。

- ① 本社債の買入消却は、当社と社債権者の合意により、割当日の翌日以降、本社債の額面100円につき金100円にて、いつでもこれを行うことができます。

#### vii 譲渡制限条項

本社債には以下の譲渡制限条項が規定されており、次の要領となっております。

- ① 本社債の譲渡については、当社の取締役会の承認を要するものとしております。
- ② 本社債の買受契約により、割当先は本社債を他の者に譲渡する場合には、割当先の本契約上の地位及びこれに基づく権利義務も共に当該譲受人に承継されるものとしております。

第4回無担保転換社債型新株予約権付社債の特徴は、次のとおりとなります。

#### i 転換価額及び対象株式数の修正

本社債は、次の要領で、転換価額及び対象株式数が6ヶ月超の期間間隔で修正されます。

- ① 本社債の転換価額70円は、発行決議日の前日の終値の90%となっております。
- ② 平成23年5月2日(第1回修正日)、平成23年11月9日(第2回修正日)、平成24年5月16日(第3回修正日)、平成24年11月26日(第4回修正日)、平成25年6月3日(第5回修正日)をそれぞれ転換価額修正日とし、当該修正日に先立つ5取引日の当社普通株式の普通取引の終値(気配値含む)単純平均90%に、転換価額が修正されます。
- ③ 修正される転換価額の範囲に上限値と下限値を設定しており、上限転換価額は転換価額70円の200%、下限転換価額は転換価額70円の50%であり、発行決議日の株価を基準とすると上限転換価額方向の幅の方が広がっております。
- ④ 転換価額を1個当たりの払込金額である金2,000,000円で除した数(端数切り捨て)が転換により付与される株式数となりますので、転換価額の修正に伴い、交付される株式数も修正されます。

転換価額が時価を基準とした価額に定期的に修正されることから、転換価額が固定型の転換社債型新株予約権付社債に比べて転換が行われやすくなります。

#### ii 転換に際して出資される財産額の固定

本社債は、上記iのとおり、転換価額の修正、それに伴い転換により付与される株式数は修正されますが、本社債1個当たりの払込金額は金2,000,000円と固定されており、転換総額40百万円は修正されません。

#### iii 利息の支払条項

本社債の利率は年2.8%に設定されております。なお、次の要領で、利息の支払いを行います。

- ① 社債の割当日の翌日から本社債の満期償還日まで利息を付け、平成23年4月21日を第1回の利息支払期日、平成23年10月21日を第2回の利息支払期日、平成24年4月20日を第3回の利息支払期日、平成24年10月19日を第4回利息支払期日、平成25年4月19日を第5回利息支払期日、満期償還日を満期利息支払期日として、それぞれ年額利息の半分を支払います。
- ② 本社債の割当日後又は前回の利息支払期日後、次の各利息支払期日前に本社債に付された新株予約権の行使の効力が発

ご注意：この文書は、当社の第2回新株予約権、第3回及び第4回並びに第5回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行に関して、一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

生じた本社債については、行使日以降利息は発生しないものとする。なお、当該行使の効力発生日において残存する未払い経過利息及び未払い残高は、当該行使の効力発生後30日以内に当該行使を行った本社債権者に対してこれを支払うものとする。

- ③ 本社債の割当日後または前回の利息支払期日後、次の各利息支払期日（当日含む）までに繰上償還又は買入消却される本社債については、当該繰上償還日又は買入消却日において残存する未払い経過利息及び未払い残高は、当該償還日または買入消却日の後30日以内に当該行使を行った本社債権者に対してこれを支払うものとする。
- ④ 繰上償還または買入消却される本社債については、繰上償還または買入消却後は利息を付しません。  
本社債の転換が進んだ場合、利息負担が抑えることができます。

#### iv 繰上償還（当社のコールオプション）

本社債には以下の取得条項が規定されており、次の要領で、当社の意思決定により、残存する本社債の繰上償還が可能である（当社のコールオプション）。

- ① 当社は、平成25年4月19日を繰上償還日として、その選択により償還の期限までに残存する本社債の全部または一部を額面100円につき金100円にて繰上償還できます。なお、この場合、繰上償還日の2週間前までに社債権者に事前通知し、応答日がない場合はその前日、応答日が金融機関休業日の場合はその前営業日を繰上償還日とします。
- ② 当社は、本社債の発行後、当社が消滅会社となる合併または当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転（以下、「組織再編行為」という。）につき、当社の当該組織再編行為承認機関による承認がなされることを条件として、当該組織再編行為の効力発生日以前に設定される繰上償還日に残存する本社債の全部（一部は不可）を額面100円につき金100円にて繰上償還できます。なお、この場合、繰上償還日の1ヶ月前までに社債権者に事前通知します。  
発行価額相当額で取得が可能であることから、今後、更に有利な調達方法の検討や柔軟な資本政策の策定が可能となります。なお、本社債権者のプットオプションはありません。

#### v 買入消却

本社債には以下の買入消却条項が規定されており、次の要領で、当社と社債権者の合意により、買入消却が可能です。

- ① 本社債の買入消却は、当社と社債権者の合意により、割当日の翌日以降、本社債の額面100円につき金100円にて、いつでもこれを行うことができます。

#### vi 譲渡制限条項

本社債には以下の譲渡制限条項が規定されており、次の要領となっております。

- ① 本社債の譲渡については、当社の取締役会の承認を要するものとしております。
- ② 本社債の買受契約により、割当先は本社債を他の者に譲渡する場合には、割当先の本契約上の地位及びこれに基づく権利義務も共に当該譲受人に承継されるものとしております。

第5回無担保転換社債型新株予約権付社債の特徴は、次のとおりとなります。

#### i 転換価額及び対象株式数の修正

本社債は、次の要領で、転換価額及び対象株式数が6ヶ月超の期間間隔で修正されます。

- ① 本社債の転換価額70円は、発行決議日の前日の終値の90%となっております。
- ② 平成23年5月2日（第1回修正日）、平成23年11月9日（第2回修正日）、平成24年5月16日（第3回修正日）、平成24年11月26日（第4回修正日）、平成25年6月3日（第5回修正日）、平成25年12月10日（第6回修正日）、平成26年6月17日（第7回修正日）をそれぞれ転換価額修正日とし、当該修正日に先立つ5取引日の当社普通株式の普通取引の終値（気配値含む）単純平均90%に、転換価額が修正されます。
- ③ 修正される転換価額の範囲に上限値と下限値を設定しており、上限転換価額は転換価額70円の200%、下限転換価額は転換価額70円の50%であり、発行決議日の株価を基準とすると上限転換価額方向の幅の方が広がっております。
- ④ 転換価額を1個当たりの払込金額である金5,000,000円で除した数（端数切り捨て）が転換により付与される株式数となりますので、転換価額の修正に伴い、交付される株式数も修正されます。

転換価額が時価を基準とした価額に定期的に修正されることから、転換価額が固定型の転換社債型新株予約権付社債に比べて転換が行われやすくなります。

ご注意：この文書は、当社の第2回新株予約権、第3回及び第4回並びに第5回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行に関し、一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

## ii 転換に際して出資される財産額の固定

本社債は、上記 i のとおり、転換価額の修正、それに伴い転換により付与される株式数は修正されますが、本社債 1 個当たりの払込金額は金 5,000,000 円と固定されており、転換総額 130 百万円は修正されません。

## iii 利息の支払条項

本社債の利率は年 3.0% に設定されております。なお、次の要領で、利息の支払いを行います。

- ① 社債の割当日の翌日から本社債の満期償還日まで利息を付け、平成 23 年 4 月 21 日を第 1 回の利息支払期日、平成 23 年 10 月 21 日を第 2 回の利息支払期日、平成 24 年 4 月 20 日を第 3 回の利息支払期日、平成 24 年 10 月 19 日を第 4 回利息支払期日、平成 25 年 4 月 19 日を第 5 回利息支払期日、平成 25 年 10 月 21 日を第 6 回の利息支払期日、平成 26 年 4 月 21 日を第 7 回の利息支払期日、満期償還日を満期利息支払期日として、それぞれ年額利息の半分を支払います。
- ② 社債の割当日後又は前回の利息支払期日後、次の各利息支払期日前に本社債に付された新株予約権の行使の効力が発生した本社債については、行使日以降利息は発生しないものとする。なお、当該行使の効力発生日において残存する未払い経過利息及び未払い残高は、当該行使の効力発生後 30 日以内に当該行使を行った本社債権者に対してこれを支払うものとしします。
- ③ 本社債の割当日後または前回の利息支払期日後、次の各利息支払期日（当日含む）までに繰上償還又は買入消却される本社債については、当該繰上償還日又は買入消却日において残存する未払い経過利息及び未払い残高は、当該償還日または買入消却日の後 30 日以内に当該行使を行った本社債権者に対してこれを支払うものとしします。
- ④ 繰上償還または買入消却される本社債については、繰上償還または買入消却後は利息を付しません。  
本社債の転換が進んだ場合、利息負担が抑えることができます。

## iv 繰上償還（当社のコールオプション）

本社債には以下の取得条項が規定されており、次の要領で、当社の意思決定により、残存する本社債の繰上償還が可能です（当社のコールオプション）。

- ① 当社は、平成 26 年 4 月 21 日を繰上償還日として、その選択により償還の期限までに残存する本社債の全部または一部を額面 100 円につき金 100 円にて繰上償還できます。なお、この場合、繰上償還日の 2 週間前までに社債権者に事前通知し、応答日がない場合はその前日を、応答日が金融機関休業日の場合はその前営業日を繰上償還日とします。
- ② 当社は、本社債の発行後、当社が消滅会社となる合併または当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転（以下、「組織再編行為」という。）につき、当社の当該組織再編行為承認機関による承認がなされることを条件として、当該組織再編行為の効力発生日以前に設定される繰上償還日に残存する本社債の全部（一部は不可）を額面 100 円につき金 100 円にて繰上償還できます。なお、この場合、繰上償還日の 1 ヶ月前までに社債権者に事前通知します。  
発行価額相当額で取得が可能であることから、今後、更に有利な調達方法の検討や柔軟な資本政策の策定が可能となります。  
なお、本社債権者のプットオプションはありません。

## v 買入消却

本社債には以下の買入消却条項が規定されており、次の要項で、当社と社債権者の合意により、買入消却が可能です。

- ① 本社債の買入消却は、当社と社債権者の合意により、割当日の翌日以降、本社債の額面 100 円につき金 100 円にて、いつでもこれを行うことができます。

## vi 譲渡制限条項

本社債には以下の譲渡制限条項が規定されており、次の要領となっております。

- ① 本社債の譲渡については、当社の取締役会の承認を要するものとしております。
- ② 本社債の買受契約により、割当先は本社債を他の者に譲渡する場合には、割当先の本契約上の地位及びこれに基づく権利義務も共に当該譲受人に承継されるものとしております。

## vii その他の条項

本新株予約権付社債の払込期日以降、当社の決算期における損益計算書（財務諸表等規則によるものとし、監査済みであることを要する。）に示される当期純損益が 3 期連続して損失となった場合、その 3 期目の決算期の末日より 4 ヶ月を経過した日以降、本社債権者は当社に対して繰上償還を請求することができる。

ご注意：この文書は、当社の第 2 回新株予約権、第 3 回及び第 4 回並びに第 5 回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行に関し、一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

### 3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

#### (1) 調達する資金の額（差引手取概算額）

- ・本新株予約権の発行及びに係る調達資金 101 百万円
- ・本社債の発行に係る資金調達資金 370 百万円
- ・上記調達資金のうち、本新株予約権の払込金額の総額 1 百万円
- ・上記調達資金のうち、本新株予約権の行使による払込金額 100 百万円
- ・上記資金調達のうち、本社債の払込金額の総額 370 百万円
- ・発行諸費用概算 25 百万円

差引手取概算額 446 百万円

- (注1) 上記の金額について、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合、又は当社が当該新株予約権を買戻し消却した場合には、減少いたします。
- (注2) 発行諸費用の内訳は、当社から財務アドバイザー会社へのファイナンシャル・フィーとして 16 百万円、有価証券届出書等開示資料作成報酬として 2 百万円、弁護士報酬として 1 百万円、価値算定報酬及び調査費用として 4 百万円、その他諸費用として 2 百万円であります。
- (注3) 仮に上記金額の減少が生じた場合につきましては、「短期借入金の返済原資の一部としての費用（399 百万円）」のうち返済期日が長い順で資金使途を減少させる予定です。

#### (2) 調達する資金の具体的な使途

##### ■本新株予約権

##### 第2回新株予約権

| 具体的な使途                | 金額     | 支出予定時期                   |
|-----------------------|--------|--------------------------|
| ① 短期借入金の返済原資の一部としての費用 | 96 百万円 | 平成 22 年 10 月～平成 24 年 3 月 |

(注) 上記、調達資金につきましては、銀行預金等においてリスクの低い適時適切な資金管理する予定です。

##### ■本社債

##### 第3回無担保転換社債型新株予約権付社債

| 具体的な使途                | 金額      | 支出予定時期                    |
|-----------------------|---------|---------------------------|
| ① 短期借入金の返済原資の一部としての費用 | 189 百万円 | 平成 22 年 10 月～平成 22 年 12 月 |

(注) 上記、調達資金につきましては、銀行預金等においてリスクの低い適時適切な資金管理する予定です。

##### 第4回無担保転換社債型新株予約権付社債

| 具体的な使途             | 金額     | 支出予定時期       |
|--------------------|--------|--------------|
| ① 新規出店費用、既存店舗の改修費用 | 38 百万円 | 平成 22 年 10 月 |

(注) 上記、調達資金につきましては、銀行預金等においてリスクの低い適時適切な資金管理する予定です。

##### 第5回無担保転換社債型新株予約権付社債

| 具体的な使途                | 金額      | 支出予定時期                    |
|-----------------------|---------|---------------------------|
| ① 長期借入金の返済原資の一部としての費用 | 123 百万円 | 平成 22 年 10 月～平成 22 年 11 月 |

(注) 上記、調達資金につきましては、銀行預金等においてリスクの低い適時適切な資金管理する予定です。

ご注意：この文書は、当社の第2回新株予約権、第3回及び第4回並びに第5回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行に関して、一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

#### 4. 資金使途の合理性に関する考え方

今回の本新株予約権及び本社債の発行は、借入債務を軽減させるとともに、財務基盤及び事業基盤の安定を図り、持続的な企業価値の向上を実現するためのものであると考えております。なお、当該資金調達を行わなかった場合、以下のリスクが顕在化すると考えております。

- ① 10月下旬に期限が到来する短期借入金の返済等の資金繰りに関する短期的な財務リスク
- ② 設備投資が実行できないことによる営業キャッシュフローが改善しないリスク
- ③ 長期借入金の返済、緩速化が行えないことによる長期的な財務リスク

以上のリスクについて検討した結果、短期及び中長期的な課題解決のため、必要な事業資金を確保することが最重要と考えております。また、新株予約権及び社債に付された新株予約権のいずれの行使により資本が増強されることに伴い、当社の財務基盤の安定化が図られることは取引先及び金融機関等からの信用力の維持・向上にも繋がるものであります。有利子負債の圧縮は勿論、景気好転時における投資を機動的に展開するため、一般の資金調達は必要不可欠であり、売上高及び利益額を向上させるとともに、当社グループの安定した業績の拡大に寄与するものであることから、資金使途は合理的であると判断しております。

#### 5. 発行条件等の合理性

- (1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

##### 第2回新株予約権

本新株予約権の発行価額（1個あたり5,000,000円）は、本新株予約権の諸条件、本新株予約権の発行決議に先立つ当社普通株式の株価の推移、当社普通株式の株価変動性（ボラティリティ）、本新株予約権の発行要項及び割当先との間で締結する予定の買受契約に定められた諸条件を考慮し、ストック・オプション等に関する企業会計基準の適用指針でも参照されている離散型時間モデルの一つであるモンテカルロ・シミュレーションによる算定方法を採用しました。なお、新株予約権の発行価額は、第三者機関である東京フィナンシャル・アドバイザー株式会社（東京都千代田区永田町一丁目11番26号 相互永田町ビルディング2階 代表取締役 能勢 元）に算定を依頼した上で決定しております。

本新株予約権の行使価額は、当該発行に係る取締役会決議日の前営業日の株式会社大阪証券取引所 JASDAQ 市場の終値平均の90%としており、行使価額は平成23年5月2日（第1回修正日）、平成23年11月9日（第2回修正日）、平成24年5月16日（第3回修正日）をそれぞれ行使価額修正日とし、当該修正日に先立つ5取引日の当社普通株式の普通取引の終値（気配値含む）単純平均90%となり、行使価額の修正範囲は行使価額70円の200%から50%までであり株価の下落時のみだけでなく、上昇時も修正される条件となっております。

また、本新株予約権の価値算定においては、①行使価額の修正、②取得条項、③行使停止要請条項、④譲渡制限条項、⑤本新株予約権の行使による希薄化がシミュレーション（算定過程）で組み込まれております。このような諸条件を価値算定に反映させる事が最も適当であるのがモンテカルロ・シミュレーションによる算定方法であり、算定方法の選択は妥当であると考えます。

モンテカルロ・シミュレーションによる算定結果を参考に、資金調達を主要目的としたエクイティ・ファイナンスが達成される限度で公正な価額であると判断した発行価額を、本新株予約権の1個当たりの払込金額としていることから、発行価額及び行使価額は適正かつ妥当であり、有利発行には該当しないものと判断しております。

##### 第3回無担保転換社債型新株予約権付社債

本社債の転換価額は、当該発行に係る取締役会決議日の前営業日の株式会社大阪証券取引所 JASDAQ 市場の終値平均の90%としており、転換価額は平成23年5月2日（第1回修正日）、平成23年11月9日（第2回修正日）、平成24年5月16日（第3回修正日）をそれぞれ転換価額修正日とし、当該修正日に先立つ5取引日の当社普通株式の普通取引の終値（気配値含む）単純平均90%となり、転換価額の修正範囲は転換価額70円の200%から50%までであり株価の下落時のみだけでなく、上昇時も修正される条件となっております。なお、本社債に付された新株予約権の公正価値は、第三者機関である東京フィナンシャル・アドバイザー株式会社（東京都千代田区永田町一丁目11番26号 相互永田町ビルディング2階 代表取締役 能勢 元）に算定を依頼した上で決定しております。

本社債に付された新株予約権は、本社債からの分離譲渡はできず、かかる新株予約権の行使は本社債の現物出資によりなされ、かつ本社債が消却されると、これに伴い本社債に付された新株予約権は消滅するなど、本社債と本社債に付された新株予約権が相

ご注意：この文書は、当社の第2回新株予約権、第3回及び第4回並びに第5回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行に関し、一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

互密接に関連します。また、発行後に当社株価が変動しても、6ヶ月超の期間間隔で定期的に転換価額が修正されるという本社債の特性、及び、第三者機関においてモンテカルロ・シミュレーションにて算定された本新株予約権の公正価値と本社債の利率、払込価額等その他の発行条件により当社が得られる経済的価値とを勘案して、本社債に付された新株予約権と引換に金銭の払込みをしないこととしました。

上記を踏まえて、当社取締役会にて検討した結果、金利減免効果など本社債に新株予約権を付すことによって得られることのできる経済的利益は本社債に付された新株予約権の公正価値を上回っており、本社債に付された新株予約権と引換に払込みを要しないことが合理的であるため、有利発行には該当しないものと判断しております。

#### 第4回無担保転換社債型新株予約権付社債

本社債の転換価額は、当該発行に係る取締役会決議日の前営業日の株式会社大阪証券取引所 JASDAQ 市場の終値平均の90%としており、転換価額は平成23年5月2日（第1回修正日）、平成23年11月9日（第2回修正日）、平成24年5月16日（第3回修正日）、平成24年11月26日（第4回修正日）、平成25年6月3日（第5回修正日）をそれぞれ転換価額修正日とし、当該修正日に先立つ5取引日の当社普通株式の普通取引の終値（気配値含む）単純平均90%となり、転換価額の修正範囲は転換価額70円の200%から50%までであり株価の下落時のみだけでなく、上昇時も修正される条件となっております。なお、本社債に付された新株予約権の公正価値は、第三者機関である東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社（東京都千代田区永田町1丁目11番28号 相互永田町ビルディング2階 代表取締役 能勢 元）に算定を依頼した上で決定しております。

本社債に付された新株予約権は、本社債からの分離譲渡はできず、かかる新株予約権の行使は本社債の現物出資によりなされ、かつ本社債が消却されると、これに伴い本社債に付された新株予約権は消滅するなど、本社債と本社債に付された新株予約権が相互密接に関連します。また、発行後に当社株価が変動しても、6ヶ月超の期間間隔で定期的に転換価額が修正されるという本社債の特性、及び、第三者機関においてモンテカルロ・シミュレーションにて算定された本新株予約権の公正価値と本社債の利率、払込価額等その他の発行条件により当社が得られる経済的価値とを勘案して、本社債に付された新株予約権と引換に金銭の払込みをしないこととしました。

上記を踏まえて、当社取締役会にて検討した結果、金利減免効果など本社債に新株予約権を付すことによって得られることのできる経済的利益は本社債に付された新株予約権の公正価値を上回っており、本社債に付された新株予約権と引換に払込みを要しないことが合理的であるため、有利発行には該当しないものと判断しております。

#### 第5回無担保転換社債型新株予約権付社債

本社債の転換価額は、当該発行に係る取締役会決議日の前営業日の株式会社大阪証券取引所 JASDAQ 市場の終値平均の90%としており、転換価額は平成23年5月2日（第1回修正日）、平成23年11月9日（第2回修正日）、平成24年5月16日（第3回修正日）、平成24年11月26日（第4回修正日）、平成25年6月3日（第5回修正日）、平成25年12月10日（第6回修正日）、平成26年6月17日（第7回修正日）をそれぞれ転換価額修正日とし、当該修正日に先立つ5取引日の当社普通株式の普通取引の終値（気配値含む）単純平均90%となり、転換価額の修正範囲は転換価額70円の200%から50%までであり株価の下落時のみだけでなく、上昇時も修正される条件となっております。なお、本社債に付された新株予約権の公正価値は、第三者機関に算定を依頼した上で決定しております。

本社債に付された新株予約権は、本社債からの分離譲渡はできず、かかる新株予約権の行使は本社債の現物出資によりなされ、かつ本社債が消却されると、これに伴い本社債に付された新株予約権は消滅するなど、本社債と本社債に付された新株予約権が相互密接に関連します。また、発行後に当社株価が変動しても、6ヶ月超の期間間隔で定期的に転換価額が修正されるという本社債の特性、及び、第三者機関である東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社（東京都千代田区永田町1丁目11番28号 相互永田町ビルディング2階 代表取締役 能勢 元）においてモンテカルロ・シミュレーションにて算定された本新株予約権の公正価値と本社債の利率、払込価額等その他の発行条件により当社が得られる経済的価値とを勘案して、本社債に付された新株予約権と引換に金銭の払込みをしないこととしました。

上記を踏まえて、当社取締役会にて検討した結果、金利減免効果など本社債に新株予約権を付すことによって得られることのできる経済的利益は本社債に付された新株予約権の公正価値を上回っており、本社債に付された新株予約権と引換に払込みを要しないことが合理的であるため、有利発行には該当しないものと判断しております。

ご注意：この文書は、当社の第2回新株予約権、第3回及び第4回並びに第5回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行に関し、一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

当社監査役3名全員、本新株予約権及び本社債のいずれの発行条件にかかる発行価額及び払込金額は割当先に特に有利でないとの意見を述べております。

## (2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

今回の第三者割当による新株予約権発行（当該新株予約権が行使価額にて全て行使がなされた場合）及び本社債（当該社債に付された新株予約権が転換価額にて全て転換がなされた場合）の規模は、当社の発行済株式総数 58,224,201 株の 11.53%（議決権比率では 11.55%）となり、本新株予約権及び本社債による株式の希薄化が 11.53%（議決権比率では 11.55%）発生いたします。また、当該新株予約権が行使下限価額にて全て行使がなされた場合）及び本社債（当該社債に付された新株予約権が転換下限価額にて全て転換がなされた場合）の規模は、当社の発行済株式総数 58,224,201 株の 23.06%（議決権比率では 23.11%）となり、本新株予約権及び本社債による株式の希薄化が 23.06%（議決権比率では 23.11%）発生いたします。これにより、結果として当社普通株式の 1 株あたりの株式価値及び持分割合が希薄化することとなります。

しかしながら、今回の資金調達は、当社の借入債務を軽減させるとともに、事業基盤の安定を図り、強化するためのものであり、これに伴って財務基盤も強化されることから短期的及び中期的においては当社の企業価値向上に寄与するものであります。また、新株予約権付社債及び新株予約権の発行による調達の場合、普通株式の募集に比べて、発行時に一度に希薄化が生じることはなく、いずれも段階的に権利が行使されることに伴って、株式の希薄化インパクトが分散され、株式の希薄化についてゆるやかにすることができるとに加え、事業の進捗状況、他の有利な資金調達手段も検討する時間的な余裕を持つことも可能であり、機動的且つ弾力的に資金調達することができるため、株式価値の希薄化の規模は合理的であると判断しております。

今回の第三者割当による新株予約権の行使価額による発行株式数 1,428,560 株であり、平成 22 年 10 月 4 日現在の当社発行済株式総数 58,224,201 株の 2.45%（行使価額 70 円における潜在株式に係る議決権個数 14,285 個については、平成 22 年 10 月 4 日現在の当社議決権個数 581,172 個の 2.46%、行使価額上限値の 140 円における潜在株式に係る議決権個数 7,142 個については、平成 22 年 10 月 4 日現在の当社議決権個数 581,172 個の 1.23%、行使価額下限値の 35 円における潜在株式に係る議決権個数 28,571 個については、平成 22 年 10 月 4 日現在の当社議決権個数 581,172 個の 4.92%）に相当いたします。このような希薄化が生じますが、本新株予約権の発行は資金調達とキャッシュ・フローの改善を主眼としたものであります。

今回の第三者割当による本社債に付された新株予約権の転換価額による発行株式数は 5,285,668 株であり、平成 22 年 10 月 4 日現在の当社発行済株式総数 58,224,201 株の 9.08%（転換価額 70 円における潜在株式に係る議決権個数 52,856 個については、平成 22 年 10 月 4 日現在の当社議決権個数 581,172 個の 9.09%、転換価額上限値の 140 円における潜在株式に係る議決権個数 26,428 個については、平成 22 年 10 月 4 日現在の当社議決権個数 581,172 個の 4.55%、行使価額下限値の 35 円における潜在株式に係る議決権個数 105,714 個については、平成 22 年 10 月 4 日現在の当社議決権個数 581,172 個の 18.19%）に相当いたします。このような希薄化が生じますが、本社債の発行は資金調達による財務体質の改善とキャッシュ・フローの改善を主眼としたものであります。

このような考えのもと、平成 22 年 10 月 4 日開催の当社取締役会では、本新株予約権及び本社債の発行について十分に討議検討を行い、出席取締役全員の賛成により決議されたものであり、また、監査役 3 名全員（うち社外監査役 2 名）、本新株予約権及び本社債に関し独立した第三者機関が算定した結果を踏まえた払込金額の算定根拠を含む取締役会の判断に基づく本新株予約権及び本社債の発行については、その必要性及び相当性について適切であり、有利発行には該当せず適法であるとの意見を得ており、合理的なものであると判断しております。

ご注意：この文書は、当社の第 2 回新株予約権、第 3 回及び第 4 回並びに第 5 回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行に関して、一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

6. 割当先の選定理由等

(1) 割当先の概要

|                               |   |   |
|-------------------------------|---|---|
| 名 称                           | Brillance Hedge Fund  |   |
| 所 在 地                         | Landmark Square, 3rd Floor, 64 Earth Close, P. O. Box 30592, Grand Cayman, KY1-1203, Cayman Islands   |   |
| 設 立 根 拠 等                     | 英国領ケイマン島に設立されたユニット・トラスト   |   |
| 組 成 目 的                       | 配当や値上がり益を目的とした有価証券への純投資であります。主なものとしては、日本を中心とした上場企業を対象とする有価証券投資です。   |   |
| 出 資 の 総 額                     | 1,000,000,000 円   |   |
| 組 成 日                         | 平成21年3月1日   |   |
| 出 資 者 ・ 出 資 比 率 ・ 出 資 者 の 概 要 | 投資一任勘定委託先である Brillance Capital Management Pte. Ltd. の Managing Director Takahiro Yamada 氏をはじめとする日本人を含む富裕層から出資されています。なお、投資一任勘定委託先である Brillance Capital Management Pte. Ltd. の Managing Director Takahiro Yamada 氏以外に10%を超える出資者はおりません。出資者の総数は15名です。 |   |
| 投資一任勘定委託先                     | Brillance Capital Management Pte. Ltd.<br>(8 CROSS STREET, #11-00 PWC BUILDING SINGAPORE 048424)  |   |
| 投資一任勘定委託先の概要                  | 名 称   | Brillance Capital Management Pte.Ltd.   |
|                               | 所 在 地   | 8 CROSS STREET, #11-00 PWC BUILDING SINGAPORE 048424  |
|                               | 代表者の役職・氏名   | Managing Director Takahiro Yamada   |
|                               | 事 業 内 容   | 投資業   |
|                               | 資 本 金   | 21,500,000 円 (平成22年9月末現在)   |
| 国内代理人の概要                      | 名 称   | アルテミス・コンサルティング・アンド・インベストメント株式会社   |
|                               | 所 在 地   | 東京都文京区小石川一丁目17番1-B1801号   |
|                               | 代表者の役職・氏名   | 代表取締役 山村 清  |
|                               | 事 業 内 容   | 経営コンサルタント業  |
|                               | 資 本 金   | 10,000,000 円  |
| 上 場 会 社 と ファンドとの間の関係          | 上場会社と当該ファンドとの間の関係   | 当社並びに当社の関係者及び関係会社から当該ファンドへは直接・間接問わず出資はありません。また、特筆すべき人的関係・取引関係はありません。  |
|                               | 上場会社と投資一任勘定委託先との間の関係  | 当社と当該ファンドの投資一任勘定委託先の間には、記載すべき資本関係・人的関係・取引関係はありません。また、当社並びに当社の関係者及び関係会社と当該ファンドの投資一任勘定委託先の間には、特筆すべき資本関係・人的関係・取引関係はありません。    |
|                               | 上場会社と国内代理人との間の関係  | 当社と当該国内代理人の間には、記載すべき資本関係・人的関係・取引関係はありません。また、当社並びに当社の関係者及び関係会社と当該国内代理人並びに当該国内代理人の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき資本関係・人的関係・取引関係はありません。 |

※なお、本ファンドの出資者につきましては、本ファンドの資金および既存出資者の管理などのアドミニストレーションサービスを委託している ATC Fund Services (Hong Kong) Limited (3713, The Center, 99 Queen's Road Central, Hong Kong) Managing Director Cora Lam (林錦)

ご注意：この文書は、当社の第2回新株予約権、第3回及び第4回並びに第5回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行に関して、一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。



芳)に確認を取ることを試みましたが、同社が金融機関としての守秘義務があることから確認できませんでした。しかしながら、出資希望者についてのコンプライアンス上の審査(反社会勢力との関わりを含む)を同社が行っており、審査結果に問題の無い出資希望者との面談を Brilliance Capital Management Pte.Ltd 代表取締役 山田高広氏が行ったうえで、最終的に出資者を決定しており、以上の出資者選定プロセス、また、本ファンドの出資者が暴力団、暴力団員又はこれに準ずる者(以下「暴力団等」という。)である事実、暴力団等が本ファンドの運営又は同社の経営に関与している事実、本ファンドの出資者が資金提供その他の行為を行うことを通じて暴力団等の維持、運営に協力もしくは関与している事実及び本ファンドの出資者が意図して暴力団と交流を持っている事実などない旨、Brilliance Capital Management Pte.Ltd 代表取締役 山田高広氏から書面及び直接面談する方法により確認しており、その旨の確認書を株式会社大阪証券取引所に提出しております。

|                                  |   |  |
|----------------------------------|---|--|
| 名 称                              | Brilliance Multi Strategy Fund  |  |
| 所 在 地                            | Landmark Square, 3rd Floor, 64 Earth Close, P. O. Box 30592, Grand Cayman, KY1-1203, Cayman Islands |  |
| 設 立 根 拠 等                        | 英国領ケイマン島に設立されたユニット・トラスト   |  |
| 組 成 目 的                          | 配当や値上がり益を目的とした有価証券への純投資であります。<br>主なものとしては、日本を中心とした上場企業を対象とする有価証券投資です。                               |  |
| 出 資 の 総 額                        | 700,000,000 円   |  |
| 組 成 日                            | 平成22年5月1日   |  |
| 出 資 者 ・ 出 資 比 率 ・ 出 資 者 の 概 要    | 日本人を含む富裕層から出資されています。なお、10%を超える出資者はおりません。<br>出資者の総数は17名です。   |  |
| 投 資 一 任 勘 定 委 託 先                | Brilliance Capital Management Pte. Ltd.<br>(8 CROSS STREET, #11-00 PWC BUILDING SINGAPORE 048424)   |  |
| 投 資 一 任 勘 定 委 託 先 の 概 要          | 名 称   | Brilliance Capital Management Pte.Ltd.   |
|                                  | 所 在 地   | 8 CROSS STREET, #11-00 PWC BUILDING<br>SINGAPORE 048424  |
|                                  | 代 表 者 の 役 職 ・ 氏 名   | Managing Director Takahiro Yamada  |
|                                  | 事 業 内 容   | 投資業  |
|                                  | 資 本 金   | 21,500,000 円 (平成22年9月末現在)  |
| 国 内 代 理 人 の 概 要                  | 名 称   | アルテミス・コンサルティング・アンド・インベストメント株式会社  |
|                                  | 所 在 地   | 東京都文京区小石川一丁目17番1-B1801号  |
|                                  | 代 表 者 の 役 職 ・ 氏 名   | 代表取締役 山村 清   |
|                                  | 事 業 内 容   | 経営コンサルタント業   |
|                                  | 資 本 金   | 10,000,000 円   |
| 上 場 会 社 と<br>フ ァ ン ド と の 間 の 関 係 | 上場会社と<br>当該ファンドとの<br>間の関係   | 当社並びに当社の関係者及び関係会社から当該ファンドへは直接・間接<br>問わず出資はありません。また、特筆すべき人的関係・取引関係はあり<br>ません。   |
|                                  | 上場会社と<br>投資一任勘定委託<br>先との間の関係  | 当社と当該ファンドの投資一任勘定委託先の間には、記載すべき資本<br>関係・人的関係・取引関係はありません。また、当社並びに当社の関係<br>者及び関係会社と当該ファンドの投資一任勘定委託先並びに当該ファン<br>ドの投資一任勘定委託先の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき<br>資本関係・人的関係・取引関係はありません。 |

ご注意：この文書は、当社の第2回新株予約権、第3回及び第4回並びに第5回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行に関し  
て、一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

|  |                                   |   |
|--|-----------------------------------|---|
|  | <p>上場会社と<br/>国内代理人との間<br/>の関係</p> | <p>当社と当該国内代理人との間には、記載すべき資本関係・人的関係・取引関係はありません。また、当社並びに当社の関係者及び関係会社と当該国内代理人並びに当該国内代理人の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき資本関係・人的関係・取引関係はありません。</p> |
|--|-----------------------------------|---|

※なお、本ファンドの出資者につきましては、本ファンドの資金および既存出資者の管理などのアドミニストレーションサービスを委託している ATC Fund Services (Hong Kong) Limited (3713, The Center, 99 Queen's Road Central, Hong Kong Managing Director Cora Lam (林錦芳)) に確認を取ることを試みましたが、同社が金融機関としての守秘義務があることから確認できませんでした。しかしながら、出資希望者についてのコンプライアンス上の審査（反社会勢力との関わりを含む）を同社が行っており、審査結果に問題の無い出資希望者との面談を Brilliance Capital Management Pte.Ltd 代表取締役 山田高広氏が行ったうえで、最終的に出資者を決定しており、以上の出資者選定プロセス、また、本ファンドの出資者が暴力団、暴力団員又はこれに準ずる者（以下「暴力団等」という。）である事実、暴力団等が本ファンドの運営又は同社の経営に関与している事実、本ファンドの出資者が資金提供その他の行為を行うことを通じて暴力団等の維持、運営に協力もしくは関与している事実及び本ファンドの出資者が意図して暴力団と交流を持っている事実などない旨、Brilliance Capital Management Pte.Ltd 代表取締役 山田高広氏から書面及び直接面談する方法により確認しており、その旨の確認書を株式会社大阪証券取引所に提出しております。

ご注意：この文書は、当社の第2回新株予約権、第3回及び第4回並びに第5回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行に関して、一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

(平成22年3月31日現在)

|                         |   |                                     |              |
|-------------------------|---|-------------------------------------|--------------|
| 商 号                     | 株式会社ジー・コミュニケーション  |                                     |              |
| 本 店 所 在 地               | 愛知県名古屋市北区黒川本通5丁目12番地の3  |                                     |              |
| 代 表 者 の 役 職 ・ 氏 名       | 代表取締役社長 杉本 英雄   |                                     |              |
| 事 業 内 容                 | グループホールディングス会社及びコンサルティング事業並びにデザイン施工事業                         |                                     |              |
| 資 本 金 の 額               | 3,754,010,000円  |                                     |              |
| 設 立 年 月 日               | 平成9年6月5日  |                                     |              |
| 発 行 済 株 式 数             | 14,249,000株   |                                     |              |
| 従 業 員 数                 | 1,550名(連結)  |                                     |              |
| 主 要 取 引 先               | サンメッセ株式会社、神田印刷工業株式会社、株式会社新広社                                  |                                     |              |
| 主 要 取 引 銀 行             | みずほ銀行(築地法人部)、三菱東京UFJ銀行(名古屋営業本部)、東京スター銀行(名古屋支店)、りそな銀行(名古屋営業本部) |                                     |              |
| 大 株 主 及 び 持 株 比 率       | 株式会社フーディーズ  |                                     | 51.0%        |
|                         | 株式会社ベンチャー・リンク   |                                     | 13.5%        |
|                         | NISグループ株式会社   |                                     | 10.4%        |
|                         | 株式会社コムネットバンク  |                                     | 4.4%         |
|                         | ジャフコV-1B号投資事業有限責任組合   |                                     | 2.2%         |
|                         | 株式会社West Trading  |                                     | 1.7%         |
|                         | 投資事業有限責任組合エヌアイエフグローバルファンド                                     |                                     | 1.5%         |
|                         | ジャフコV1スター投資事業有限責任組合   |                                     | 1.3%         |
|                         | SMBCキャピタル8号投資事業有限責任組合   |                                     | 1.2%         |
|                         | 野村アール・アンド・エー第三号投資事業有限責任組合                                     |                                     | 1.1%         |
| 当 社 と の 関 係 等           | 資本関係  | 割当先が保有している当社の株式の数<br>(平成22年10月4日現在) | 31,973,654株  |
|                         | 取引関係  | 業務運営における助言、店舗の施工、備品の購入              |              |
|                         | 人的関係  | 該当事項はありません。                         |              |
|                         | 関連当事者への<br>該当状況   | 当社の親会社に該当します。                       |              |
| 最近3年間の経営成績及び財政状態(単位:千円) |   |                                     |              |
|                         | 平成20年5月期(単体)  | 平成21年3月期(連結)                        | 平成22年3月期(連結) |
| 純 資 産                   | 8,678,665   | 7,945,339                           | 9,281,814    |

ご注意:この文書は、当社の第2回新株予約権、第3回及び第4回並びに第5回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行に関して、一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

|                        |            |            |            |
|------------------------|------------|------------|------------|
| 総 資 産                  | 14,346,820 | 32,547,496 | 31,240,274 |
| 1 株 当 たり 純 資 産 (円)     | 611,087.54 | 321.88     | 313.22     |
| 売 上 高                  | 4,565,228  | 63,958,233 | 51,533,990 |
| 営 業 利 益                | 109,767    | 1,429,940  | 370,748    |
| 経 常 利 益                | 670,427    | 1,888,145  | 783,561    |
| 当 期 純 利 益              | 75,345     | 950,635    | 28,421     |
| 1 株 当 たり 当 期 純 利 益 (円) | 5,499.36   | 66.80      | 2.00       |
| 1 株 当 たり 配 当 金 (円)     | 6,000.00   | 12.00      | 0.00       |

※1. 平成20年10月31日付で1株につき、1,000株の割合で株式分割をしております。

2. 平成21年3月期に、決算日を5月31日から3月31日に変更しております。

3. 平成21年3月期より、連結財務諸表を公表しております。

## (2) 割当先を選定した理由

当社は、今回の第三者割当増資にあたり、短期及び中長期のそれぞれの観点から当社の資金需要を満たすことが財務体質の改善のために最重要事項と考え、主に①資金の調達が機動的に行われること、②将来的に当社が必要とする資金の調達が見込めること、③支配株主の異動が生じないことなどの観点を考慮した上、当社の事業戦略及び資金需要の必要性、時期並びに経営方針、将来的な企業価値の向上につながる施策を理解していただいたうえで、複数の投資家の中から割当先を模索してまいりました。

### ① 第2回新株予約権、第3回無担保転換社債型新株予約権付社債

#### Brilliance Hedge Fund (ブリランス・ヘッジ・ファンド)

本ファンドは平成21年3月組成されており、経営権の獲得や支配株主となることを目的としたファンドではありません。本ファンドは山田高広氏の自己資金及び日本人を含む富裕層からの出資により構成されております。また、投資市場は日本を中心とした上場企業としており、日本においても上場企業の新株予約権の引受で実績があります。なお、Brilliance Capital Management Pte. Ltd. が本ファンドの投資一任勘定委託先として運用を行っているファンドであり、Brilliance Capital Management Pte. Ltd. は、本拠地はシンガポールにありますが、邦人が経営する投資顧問会社であります。

本ファンドは当社も含め日本の上場企業の新株予約権の引受の実績があり、払込も確実にを行っている先であるため、割当先としての信頼感が高いことから協議・交渉を行うこととしました。

また、エクイティ・ファイナンスに係る条件も、本新株予約権については今後の資金調達に応じ、新株予約権の行使を停止要請できる行使停止要請条項、新株予約権を取得できる旨の取得条項及び譲渡制限条項が付されており、本新株予約権の割当後におきましてもより有利な資金調達手法を選択することができ、当社及び当社の既存株主様にとって現時点で取り得る最良の方法であると判断しました。

本社債については、いわゆる株主割当又は公募増資などと比べて迅速かつ確実な資金調達方法となっており、繰上償還条項、買入消却条項などが付されており、当社及び当社の既存株主様にとって現時点で取り得る最良の方法であると判断しました。

なお、本ファンドから当社の経営方針を尊重し、当社の経営に介入する意思や支配株主となる意思がないことの内諾を頂いており、当社は、Brilliance Hedge Fund より、反社会的勢力との取引関係、資金あるいは人的関係を含め、一切のかわりがないとの確認を得ております。

当社が依頼した第三者調査機関である株式会社JPリサーチ&コンサルティング(東京都港区浜松町一丁目30番5号 浜松町スクエア 20F 代表取締役 古野 啓介)の調査結果からも本ファンドが反社会勢力とのつながりがあるとの事実は認められませんでした。

なお、本ファンドの出資者につきましては、本ファンドの資金および既存出資者の管理などのアドミニストレーションサービスを委託している ATC Fund Services (Hong Kong) Limited (3713, The Center, 99 Queen's Road Central, Hong Kong Ma n a

ご注意：この文書は、当社の第2回新株予約権、第3回及び第4回並びに第5回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行に関して、一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

g i n g Director Cora Lam (林錦芳) に確認を取ることを試みましたが、同社が金融機関としての守秘義務があることから確認できませんでした。しかしながら、出資希望者についてのコンプライアンス上の審査(反社会勢力との関わりを含む)を同社が行っており、審査結果に問題の無い出資希望者との面談を Brilliance Capital Management Pte.Ltd 代表取締役 山田高広氏が行ったうえで、最終的に出資者を決定しており、以上の出資者選定プロセス、また、本ファンドの出資者が暴力団、暴力団員又はこれに準ずる者(以下「暴力団等」という。)である事実、暴力団等が本ファンドの運営又は又は同社の経営に関与している事実、本ファンドの出資者が資金提供その他の行為を行うことを通じて暴力団等の維持、運営に協力もしくは関与している事実及び本ファンドの出資者が意図して暴力団と交流を持っている事実などない旨、Brilliance Capital Management Pte.Ltd 代表取締役 山田高広氏から書面及び直接面談する方法により確認しており、その旨の確認書を株式会社大阪証券取引所に提出しております。

#### Brilliance Multi Strategy Fund (ブリランス・マルチ・ストラテジー・ファンド)

本ファンドは平成22年5月に組成されており、経営権の獲得や支配株主となることを目的としたファンドではありません。本ファンドは日本人を含む富裕層からの出資により構成されております。また、投資市場は日本を中心とした上場企業としており、日本における実績もあることに加え、Brilliance Hedge Fund と同様 Brilliance Capital Management Pte.Ltd が本ファンドの投資一任勘定委託先として運用を行っているファンドであり、過去の投資実績などから当該ファンドは信頼性及び実在性があると認識しております。なお、Brilliance Capital Management Pte.Ltd. は、本拠地はシンガポールにありますが、邦人が経営する投資顧問会社であります。

これらのことから割当先としての信頼感が高いことから協議・交渉を行うこととしました。

また、エクイティ・ファイナンスにかかる条件も、本新株予約権については今後の資金調達に応じ、新株予約権の行使を停止要請できる行使停止要請条項、新株予約権を取得できる旨の取得条項及び譲渡制限条項が付されており、本新株予約権の割当後におきましてもより有利な資金調達手法を選択することができ、当社及び当社の既存株主様にとって現時点で取り得る最良の方法であると判断しました。

本社債については、いわゆる株主割当又は公募増資などと比べて迅速かつ確実な資金調達方法となっており、繰上償還条項、買入消却条項などが付されており、当社及び当社の既存株主様にとって現時点で取り得る最良の方法であると判断しました。

なお、本ファンドから当社の経営方針を尊重し、当社の経営に介入する意思や支配株主となる意思がないことの内諾を頂いており、当社は、Brilliance Multi Strategy Fund より、反社会的勢力との取引関係、資金あるいは人的関係を含め、一切のかかわりがないとの確認を得ております。

当社が調査委依頼を行った第三者機関である株式会社JP リサーチ&コンサルティング(東京都港区浜松町一丁目30番5号 浜松町スクエア20F 代表取締役 古野 啓介)からの調査結果からも、本ファンドが反社会勢力とのつながりがあるとの事実は認められませんでした。

なお、本ファンドの出資者につきましては、本ファンドの資金および既存出資者の管理などのアドミニストレーションサービスを委託している ATC Fund Services (Hong Kong) Limited (3713, The Center, 99 Queen's Road Central, Hong Kong M a n a g i n g Director Cora Lam (林錦芳) に確認を取ることを試みましたが、同社が金融機関としての守秘義務があることから確認できませんでした。しかしながら、出資希望者についてのコンプライアンス上の審査(反社会勢力との関わりを含む)を同社が行っており、審査結果に問題の無い出資希望者との面談を Brilliance Capital Management Pte.Ltd 代表取締役 山田高広氏が行ったうえで、最終的に出資者を決定しており、以上の出資者選定プロセス、また、本ファンドの出資者が暴力団、暴力団員又はこれに準ずる者(以下「暴力団等」という。)である事実、暴力団等が本ファンドの運営又は同社の経営に関与している事実、本ファンドの出資者が資金提供その他の行為を行うことを通じて暴力団等の維持、運営に協力もしくは関与している事実及び本ファンドの出資者が意図して暴力団と交流を持っている事実などない旨、Brilliance Capital Management Pte.Ltd 代表取締役 山田高広氏から書面及び直接面談する方法により確認しており、その旨の確認書を株式会社大阪証券取引所に提出しております。

#### ② 第4回無担保転換社債型新株予約権付社債、第5回無担保転換社債型新株予約権付社債

##### 株式会社ジー・コミュニケーション

当社の筆頭株主であります同社は、店舗の施工、備品の購入等の取引のほか、店舗改装や業態転換など当社の中長期的な企業価値向上のために業務の運営における助言を頂いております。

ご注意：この文書は、当社の第2回新株予約権、第3回及び第4回並びに第5回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行に関して、一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

今回の第4回及び第5回新株予約権付社債の発行について、当該社債に付された新株予約権の行使によって発行される普通株式について長期保有の方針を明確に伺うことができたことから、同社に割り当てることが需給の悪化を妨げる要因になりうると判断したため割当先に選定いたしました。なお、面談等を通じて同社及びその取引先が反社会勢力との取引関係および資本関係を有していないことを確認しており、同社からも、この度の第4回及び第5回新株予約権付社債の割当に伴い、反社会的勢力の関与がない旨を書面にて確認している他、第三者機関による調査にて同社及び同社の役員が反社会的勢力の関与がない旨確認しております。

#### 財務アドバイザー会社の選定について

財務アドバイザー会社の選定については、複数の選択肢の中から、当社にて事業内容や信用に関する調査等を行い、また、アドバイザーサービスの内容とかかる費用について検討いたしました。

その結果、当社にとって最適であると判断したワイズフィナンシャルテクノロジー株式会社（横浜市神奈川区白幡西町3番15-MF202号、代表取締役 岩谷俊一郎）とアドバイザー契約を行っており、当該アドバイザー会社より、ファイナンス候補先の一つとしてBrilliance Hedge Fund 及び Brilliance Multi Strategy Fund を紹介いただきました。同財務アドバイザー会社からの説明及び提供資料に基づき確認したところ、同財務アドバイザー会社又は同財務アドバイザー会社役員と各割当先との間に人的又は資本上の関係はございませんでした。

なお、同財務アドバイザー会社は、同社より営業を受けたことに伴って、その検討を開始しており、当社の事業戦略及び資金需要の必要性、時期等を理解していただいたうえで、新株予約権及び社債（新株予約権付社債）の発行という方法でご提案を頂いております。

#### (3) 割当先の保有方針

##### ① 第2回新株予約権、第3回無担保転換社債型新株予約権付社債

割当先であるBrilliance Hedge Fund 及び Brilliance Multi Strategy Fund とは、保有方針に関して特段の取決めをしておりませんが、経営権の獲得や支配株主となることを目的とせず純投資を目的としており、本新株予約権の行使又は本社債に付された新株予約権の行使により交付を受けることとなる当社普通株式につきましては、適宜判断の上、市場動向を勘案しながらも比較的短期間で売却を目標としているものの、運用に際しては市場への影響を常に留意する方針と伺っております。なお、いずれも、本新株予約権及び本社債の譲渡の際には事前に当社取締役会の承認が必要である旨定めております。

##### ② 第4回無担保転換社債型新株予約権付社債、第5回無担保転換社債型新株予約権付社債

割当先である株式会社ジー・コミュニケーションとは、原則的には本新株予約権付社債に関する継続保有の方針を取り決めております。また、割当先は、第4回及び第5回新株予約権付社債に付された新株予約権の行使の結果として取得した当社株式については、原則的には継続保有の方針を取り決めており、譲渡などは行わず継続保有である旨を伺っております。ただし、いずれの社債については、割当先の判断により、当社グループとのシナジー効果を鑑みて、当社グループの取引先などへの譲渡などが検討される可能性があります。また、いずれも社債の譲渡については、当社の取締役会における承認が必要となります。

株式会社ジー・コミュニケーションには、第4回及び第5回新株予約権付社債に付された新株予約権の権利行使により発行された当社普通株式については長期保有方針と伺っておりますが、当該普通株式の売却、あるいは第4回及び第5回新株予約権付社債の譲渡に関して、当社の合併後の業績動向や市場の状況及び他の株主様への影響等を十分考慮したうえで、行っていただくよう適切な意思決定をお願いしております。

#### (4) 割当先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

当社は、各割当先の払込みに要する財産の存在につきまして、いずれも本新株予約権の権利行使及び本社債にかかる資金確保に関し、支障がない旨の確認書を受領するとともに、銀行口座の残高証明を取得しております。また、本新株予約権及び本社債のいずれも発行について各割当先より発行日の前日までに払い込むことの確約をいただいております。各割当先との買受契約において、各割当先より発行日の前日までに払い込む旨の合意をする予定であることから当社としてかかる払い込みに支障はないと判断しております。

ご注意：この文書は、当社の第2回新株予約権、第3回及び第4回並びに第5回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行に関して、一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

(5) 株券貸借に関する契約

割当先の一つである Brilliance Hedge Fund 及び同じく割当先の一つである Brilliance Multi Strategy Fund とは、当社の特別利害関係者(企業内容等の開示に関する内閣府令第1条第1項第31号イに定義される)と Brilliance Hedge Fund 及び Brilliance Multi Strategy Fund とのいずれの間で、空売りを目的として、借株を行わない旨を買受契約書において約す予定です。

また、割当先の一つである株式会社ジー・コミュニケーションからは本社債に付された新株予約権を行使した結果発行される当社普通株式について長期保有の方針を伺っていることに加え空売りを目的として、借株を行わない旨を確認しております。

7. 募集後の大株主及び特株比率

| 割当前 (平成22年10月4日現在)             |            |          | 割当後        |          |
|--------------------------------|------------|----------|------------|----------|
| 株主名                            | 持株数 (株)    | 持株比率 (%) | 持株数 (株)    | 持株比率 (%) |
| 株式会社ジー・コミュニケーション               | 31,973,654 | 54.91    | 34,402,202 | 52.98    |
| Brilliance Hedge Fund          | —          | —        | 2,142,840  | 3.30     |
| Brilliance Multi Strategy Fund | —          | —        | 2,142,840  | 3.30     |
| ジー・テイスト取引先持株会                  | 1,290,800  | 2.22     | 1,290,800  | 1.99     |
| 江川 春延                          | 718,000    | 1.23     | 718,000    | 1.11     |
| 株式会社生活考房                       | 560,746    | 0.96     | 560,746    | 0.86     |
| 江川 進興                          | 453,900    | 0.78     | 453,900    | 0.70     |
| 株式会社SBI証券                      | 452,300    | 0.78     | 452,300    | 0.70     |
| マネックス証券株式会社                    | 334,020    | 0.57     | 334,020    | 0.51     |
| 株式会社七十七銀行                      | 324,000    | 0.56     | 324,000    | 0.50     |
| 東 金次                           | 219,100    | 0.38     | 219,100    | 0.34     |
| 日本証券金融株式会社                     | 164,900    | 0.28     | 164,900    | 0.25     |

(注) 1 募集後の内容につきましては、平成22年6月30日時点の株主名簿に基づき算出した持株比率を基準として、平成22年7月1日付における当社の兄弟会社であるフードインクルーヴ株式会社との合併による新株式発行の内容を加味して記載しております。

2 Brilliance Hedge Fund 及び Brilliance Multi Strategy Fund は長期保有を約していませんが、全て行使(行使価額70円)または転換(転換価額70円)した場合における持株数及び持分比率を記載しております。

3 発行済株式総数に対する持株数の持株比率の割合は少数第3位を四捨五入しております。

4 今回発行される本新株予約権が全て行使(下限行使及び転換価額)された場合における数値(割当後の所有株式数及び割当後の議決権数に対する所有議決権数の割合)は以下のとおりとなります。なお、今回の割当先以外の株主(新株式発行前からの株主)の議決権数に対する所有議決権数の割合については、平成22年7月1日より保有株式数に変更のないとの前提で計算したものであり、上記1~3の記載内容を加味して記載しております。

《ご参考》

| 割当前 (平成22年10月4日現在)             |            |          | 割当後        |          |
|--------------------------------|------------|----------|------------|----------|
| 株主名                            | 持株数 (株)    | 持株比率 (%) | 持株数 (株)    | 持株比率 (%) |
| 株式会社ジー・コミュニケーション               | 31,973,654 | 54.91    | 36,830,776 | 51.40    |
| Brilliance Hedge Fund          | —          | —        | 4,285,710  | 5.98     |
| Brilliance Multi Strategy Fund | —          | —        | 4,285,710  | 5.98     |
| ジー・テイスト取引先持株会                  | 1,290,800  | 2.22     | 1,290,800  | 1.80     |
| 江川 春延                          | 718,000    | 1.23     | 718,000    | 1.00     |
| 株式会社生活考房                       | 560,746    | 0.96     | 560,746    | 0.78     |
| 江川 進興                          | 453,900    | 0.78     | 453,900    | 0.63     |
| 株式会社SBI証券                      | 452,300    | 0.78     | 452,300    | 0.63     |
| マネックス証券株式会社                    | 334,020    | 0.57     | 334,020    | 0.47     |
| 株式会社七十七銀行                      | 324,000    | 0.56     | 324,000    | 0.45     |

ご注意：この文書は、当社の第2回新株予約権、第3回及び第4回並びに第5回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行に関して、一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

|            |         |      |         |      |
|------------|---------|------|---------|------|
| 東 金次       | 219,100 | 0.38 | 219,100 | 0.31 |
| 日本証券金融株式会社 | 164,900 | 0.28 | 164,900 | 0.23 |

## 8. 今後の見通し

現時点において、本新株予約権及び本社債のいずれの発行による平成23年3月期の業績への直接的な影響は現在精査中であり、確定次第お知らせ致します。本第三者割当増資により、借入債務の軽減をはじめ、既存事業の新規店舗出店や店舗の原状回復などにかかる事業資金が確保されることに伴い、当社の財務基盤の安定化が図れるとともに、当社の事業基盤の強化及び企業価値向上を実現することができるものと考えております。

### (企業行動規範上の手続き)

#### ○ 企業行動規範上の手続きに関する事項

今回の第三者割当は、行使価額(または転換価額)において希釈化率が25%を超えるものではなく、それぞれの行使価額(または転換価額)が下限値(下限いっぱい)まで下落した場合における希釈化率も25%を超えませんが、希釈化が20%を超えることから大阪証券取引所の定める「JASDAQ等における企業行動規範に関する規則の特例」第2条に定める独立第三者からからの意見入手を行いました。

経営者から一定程度独立した大阪証券取引所の定める企業行動規範における第三者による委員会を設置し、平成22年10月4日に希釈化率、発行価格、割当先の選定、資金使途(当社が発行する新株予約権及び新株予約権付社債の公正価値の合理性を含め)、資金調達の方法などを総合的に勘案し、当該割当の必要性和相当性が認められるとの意見を当該委員会より入手しております。

なお、第三者委員会は専門知識、見識、経験、経営者からの一定程度の独立性を考慮し、白石篤司法律事務所の弁護士である北村克己氏、税理士・公認会計士藤田隆大事務所の公認会計士である藤田隆大氏、当社社外監査役である小松正美氏の3名により構成されています。

#### (支配株主等との取引に関する事項)

##### ① 取引に係る意思決定手続きの正当性についての考え方

当社と支配株主との取引につきましては、適正な条件のもとに行うことを基本方針とし、一般の取引と同様に取締役会において取引の是非を決定しております。

##### ② 取引の合理性や取引条件の妥当性についての考え方

当社と支配株主との取引につきましては、適正な条件のもとに行うことを基本方針とし、取引内容の合理性及び妥当性について取締役会において審議の上、取引の是非を決定しております。

##### ③ 取引の問題性に関する考え方(問題の有無についての認識)

当該取引は、第三者機関である東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社(東京都千代田区永田町1丁目11番28号 相互永田町ビルディング 2階 代表取締役 能勢 元)に依頼した算定結果をもとに取締役会において当該取引の合理性及び妥当性を審議の上決議しております。したがって、当該取引は少数株主保護の観点から問題がないと考えております。

## 9. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

### (1) 最近3年間の業績(非連結)

|            | 平成20年3月期     | 平成21年3月期     | 平成22年3月期     |
|------------|--------------|--------------|--------------|
| 売上高        | 14,050,840千円 | 13,429,325千円 | 15,966,552千円 |
| 営業利益       | 964,629千円    | 596,196千円    | 263,655千円    |
| 経常利益       | 1,123,548千円  | 786,526千円    | 401,258千円    |
| 当期純利益      | 1,021,222千円  | 34,435千円     | 292,473千円    |
| 1株当たり当期純利益 | 27.44円       | 0.93円        | 6.69円        |
| 1株当たり配当金   | 3.00円        | 3.00円        | 1.50円        |
| 1株当たり純資産   | 125.17円      | 123.04円      | 119.49円      |

ご注意：この文書は、当社の第2回新株予約権、第3回及び第4回並びに第5回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行に関して、一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。



(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況（平成22年10月4日現在）

|                                 | 株 式 数        | 発行済株式数に対する比率 |
|---------------------------------|--------------|--------------|
| 発 行 済 株 式 数                     | 58,224,201 株 | 100%         |
| 現時点の転換価額（行使価額）における<br>潜 在 株 式 数 | 8,371,985 株  | 14.34%       |
| 下限値の転換価額（行使価額）における<br>潜 在 株 式 数 | —            | —            |
| 上限値の転換価額（行使価額）における<br>潜 在 株 式 数 | —            | —            |

(3) 最近の株価の状況

①最近3年間の状況

|     | 平成20年3月期 | 平成21年3月期 | 平成22年3月期 |
|-----|----------|----------|----------|
| 始 値 | 153 円    | 97 円     | 90 円     |
| 高 値 | 156 円    | 105 円    | 144 円    |
| 安 値 | 135 円    | 88 円     | 80 円     |
| 終 値 | 137 円    | 90 円     | 94 円     |

②最近6か月間の状況

|     | 4 月  | 5 月  | 6 月  | 7 月  | 8 月  | 9 月  |
|-----|------|------|------|------|------|------|
| 始 値 | 93 円 | 95 円 | 92 円 | 87 円 | 80 円 | 79 円 |
| 高 値 | 97 円 | 95 円 | 93 円 | 89 円 | 83 円 | 95 円 |
| 安 値 | 93 円 | 88 円 | 87 円 | 78 円 | 78 円 | 76 円 |
| 終 値 | 95 円 | 92 円 | 89 円 | 80 円 | 79 円 | 78 円 |

③発行決議日前日における株価

|     | 平成22年10月1日 |
|-----|------------|
| 始 値 | 78 円       |
| 高 値 | 78 円       |
| 安 値 | 77 円       |
| 終 値 | 77 円       |

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

・ 第三者割当による第1回転換社債型新株予約権社債

|                        |                         |
|------------------------|-------------------------|
| 発 行 期 日                | 平成21年8月31日              |
| 調 達 資 金 の 額            | 596,500,000 円（差引手取概算額）  |
| 転 換 価 額                | 1株につき107円<br>修正条件はありません |
| 募集時における<br>発 行 済 株 式 数 | 46,044,134 株            |
| 当該募集による<br>発 行 株 式 数   | —                       |

ご注意：この文書は、当社の第2回新株予約権、第3回及び第4回並びに第5回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行に関して、一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

|                   |                                   |
|-------------------|-----------------------------------|
| 募集後における発行済株式総数    | 46,044,134株                       |
| 割当先               | 株式会社ジー・コミュニケーション                  |
| 当該募集による潜在株式数      | 転換価額（107円）における潜在株式数：5,607,476株    |
| 現時点における転換状況（行使状況） | 転換済株式数（行使済株式数）：1,682,243株         |
| 現時点における潜在株式数      | 現在の転換価額（107円）における潜在株式数：3,925,233株 |
| 発行時における当初の資金使途    | 店舗の改修等の設備投資                       |
| 発行時における支出予定時期     | 平成21年8月から平成22年3月                  |
| 現時点における充当状況       | 当初の資金使途のとおり充当済                    |

・ 第三者割当による第2回転換社債型新株予約権社債

|                   |                                   |
|-------------------|-----------------------------------|
| 発行期日              | 平成21年8月31日                        |
| 調達資金の額            | 1,049,000,000円（差引手取概算額）           |
| 転換価額              | 1株につき107円<br>修正条件はありません           |
| 募集時における発行済株式数     | 46,044,134株                       |
| 当該募集による発行株式数      | —                                 |
| 募集後における発行済株式総数    | 46,044,134株                       |
| 割当先               | 株式会社ジー・コミュニケーション                  |
| 当該募集による潜在株式数      | 転換価額（107円）における潜在株式数：9,813,084株    |
| 現時点における転換状況（行使状況） | 転換済株式数（行使済株式数）：5,373,832株         |
| 現時点における潜在株式数      | 現在の転換価額（107円）における潜在株式数：4,439,252株 |
| 発行時における当初の資金使途    | 借入金の返済                            |
| 発行時における支出予定時期     | 平成21年8月                           |
| 現時点における充当状況       | 当初の資金使途のとおり充当済                    |

ご注意：この文書は、当社の第2回新株予約権、第3回及び第4回並びに第5回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行に関して、一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

## 10. 発行要領

株式会社ジー・テイスト  
第2回新株予約権 発行要項

1. 新株予約権の名称 株式会社ジー・テイスト第2回新株予約権（以下「本新株予約権」という。）
2. 本新株予約権の払込金額の総額 金 1,135,700円
3. 申込期日 平成22年10月20日
4. 割当日及び払込期日 平成22年10月21日
5. 募集の方法 第三者割当ての方法により、以下のように割当てる。
 

|                               |     |
|-------------------------------|-----|
| Brillance Hedge Fund          | 10個 |
| Brillance Multi Strategy Fund | 10個 |
6. 新株予約権の目的である株式の種類及び数の算出方法
  - (1) 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とする。
  - (2) 本新株予約権1個の行使により当社が当社普通株式を新たに発行又はこれに代えて当社の有する当社普通株式を処分（以下、当社普通株式の発行又は処分を「交付」という。）する数は、第9項第(1)号の出資額を第9項第(2)号の行使価額（ただし、第10項及び第11項によって修正又は調整された場合は修正又は調整後の行使価額）で除して得られる最大整数（以下「交付株式数」という。）とする。ただし、行使により生ずる1株未満の端数は切り捨て、現金調整は行わない。
7. 本新株予約権の総数 20個
8. 各本新株予約権の払込金額 金 56,785円
9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
  - (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、5,000,000円とする。
  - (2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式1株あたりの出資される財産の価額（以下「行使価額」という。）は、当初、70円とする。ただし、第10項及び第11項の規定に従って修正又は調整されるものとする。
10. 行使価額の修正
 

平成23年5月2日（第1回修正日）、平成23年11月9日（第2回修正日）、平成24年5月16日（第3回修正日）をそれぞれ行使価額修正日（以下「修正日」という。）とし、当該日において有効な行使価額と各修正日に先立つ5取引日の株式会社大阪証券取引所（以下「取引所」という。）における当社普通株式の普通取引の終値（気配値含む）単純平均の90%に相当する金額（1円未満切り捨て。以下「基準価格」という。）を比較し、基準価格が行使価額を1円以上上回る場合又は下回る場合には、行使価額を当該基準価格に修正する。なお、第11項で定める行使価額の調整事由が生じた場合には、修正後の行使価額は、本要項に従い当社が適当と判断する値に調整される。また、かかる算出の結果、基準価格が当初の行使価額の50%に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。ただし、第11項による調整を受ける。以下「下限行使価額」という。）を下回る場合には、修正後の行使価額は下限行使価額とし、基準価格が当初の行使価額の200%に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。ただし、第11項による調整を受ける。以下「上限行使価額」という。）を上回る場合には、修正後の行使価額は上限行使価額とする。
11. 行使価額の調整
  - (1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式が交付され、発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。
 
$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}$$
  - (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところに

ご注意：この文書は、当社の第2回新株予約権、第3回及び第4回並びに第5回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行に関して、一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

よる。

- ①本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合（ただし、当社の発行した取得請求権付株式の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利の請求又は行使による場合を除く。）、調整後の行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降、又、募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。
- ②株式分割又は株式無償割当により当社普通株式を発行する場合、調整後の行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主（普通株主を除く。）に当社普通株式の無償割当をするときは当該割当の効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。
- ③取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合（無償割当の場合を含む）又は本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利を発行する場合（無償割当の場合を含む）、調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが行使価額で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権又は新株予約権付社債の場合は割当日、無償割当の場合は効力発生日）の翌日以降これを適用する。ただし、その権利の割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。上記に拘わらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利が発行された時点で確定していない場合、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。
- ④本号①乃至③の各取引において、その権利の割当のための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、本号①乃至③の定めにかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算式に従って当社普通株式の交付株式数を決定するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された当社普通株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

ただし、行使により生ずる1株未満の端数は切り捨て、現金調整は行わない。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。ただし、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。
- (4) ①行使価額調整式の計算については、1円未満の端数を四捨五入する。  
②行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日（ただし、本項第(2)号④の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（当日付で終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。  
③行使価額調整式で使用する既発行株式数は、基準日がある場合はその日、又、基準日がない場合は、調整後の行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。又、本項第(2)号②の場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割当てられる当社普通株式数を含まないものとする。
- (5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。  
①株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換のために行

ご注意：この文書は、当社の第2回新株予約権、第3回及び第4回並びに第5回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行に関して、一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

使価額の調整を必要とするとき。

②その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

③行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

- (6) 本項に定めるところにより行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株予約権者に通知する。ただし、本項第(2)号②に示される株式分割の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。

#### 12. 本新株予約権の行使請求期間

平成22年10月25日から平成24年10月25日までとする。ただし、第14項に従って当社が本新株予約権の全部又は一部を取得する場合、当社が取得する本新株予約権については、取得日の前日までとする。

#### 13. その他の本新株予約権の行使の条件

① 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

② 各本新株予約権の一部行使はできない。

#### 14. 新株予約権の取得事由

当社は、本新株予約権の割当日以降、当社取締役会が本新株予約権を取得する日（以下「取得日」という。）を定めたときは、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知又は公告を当該取得日の2週間前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権の払込価額相当額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。

#### 15. 新株予約権の取得請求

本新株予約権者は、本新株予約権の割当日以降、その選択により、当社に対して当該新株予約権の取得希望日から5営業日前までに事前通知を行い、第22項記載の行使請求受付場所（以下「行使請求受付場所」という。）に提出することにより、いつでも、その保有する本新株予約権の全部又は一部を、本新株予約権の払込価額相当額で取得することを当社に対して請求する権利を有する。

#### 16. 新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。

#### 17. 新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しない。

#### 18. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

#### 19. 新株予約権の行使制限

- (1) 当社は本新株予約権者に対し、10取引日前までに書面で通知することにより、本新株予約権を行使することができない期間（以下「行使停止期間」という。）を指定することができる。ただし、行使停止期間として指定可能な期間は平成24年9月22日までとする。
- (2) 前号に拘わらず、当社が第14項に基づく取得条項を行使する旨の通知を行った場合、当該通知が発せられた日以降、本新株予約権者は保有する本新株予約権の全部を自己の自由な裁量により行使することができる。（なお、取引所の定める有価証券上場規程、同施行規則等のルールの中での対応を行う。）

#### 20. 新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本新株予約権を行使請求しようとする本新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、必要事項を記載したうえ、第12項に定める行使請求期間中に第22項に定める行使請求受付場所に提出しなければならない。
- (2) 本新株予約権を行使請求しようとする本新株予約権者は、前号の行使請求書を第22項記載の行使請求受付場所に提出し、

ご注意：この文書は、当社の第2回新株予約権、第3回及び第4回並びに第5回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行に関して、一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

かつ、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を現金にて第23項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。

- (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に要する書類が行使請求受付場所に到着し、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。

21. 株券の不発行

当社は、行使請求により発行する株式にかかる株券を発行しない。

22. 行使請求受付場所

当社 管理本部

23. 払込取扱場所

株式会社七十七銀行 名掛丁支店

24. 新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される1株当たりの財産の価額について、本新株予約権の発行価額については、本新株予約権の発行要項及び買受契約の諸条件を考慮して、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによる算定結果を参考に、本新株予約権1個の発行価額を決定した。さらに、本新株予約権の行使に際して出資される1株当たりの財産の価額は第9項記載のとおりとする。

25. その他

- (1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
- (2) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (3) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役に一任する。

ご注意：この文書は、当社の第2回新株予約権、第3回及び第4回並びに第5回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行に関して、一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

株式会社ジー・テイスト  
第3回無担保転換社債型新株予約権付社債  
(転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付)

発行要項

1. 社債の名称 株式会社ジー・テイスト第3回無担保転換社債型新株予約権付社債（転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付）（以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」という。）
2. 社債の総額 金200,000,000円
3. 各社債の金額 金5,000,000円
4. 各社債の払込金額 額面100円につき金100円
5. 新株予約権付社債券 本新株予約権付社債については、新株予約権付社債券を発行しない。
6. 社債の利率 年3.2% ただし第10項の定めにしたがう。
7. 担保・保証の有無 本新株予約権付社債には担保及び保証は付されておらず、又、本新株予約権付社債のために特に留保されている資産はない。
8. 社債管理者の不設置 本新株予約権付社債は、会社法第702条但書の要件を充たすものであり、社債管理者は設置しない。
9. 償還の方法及び期限
  - (1) 本社債は、平成24年10月19日（以下「満期償還日」という。）に、その総額を額面100円につき金100円で償還する。
  - (2) 当社は、平成23年4月21日を繰上償還日として、その選択により償還の期限までに残存する本社債の全部又は一部を額面100円につき金100円にて繰上償還できるものとする。この場合は、繰上償還日の2週間前までに社債権者に事前通知をするものとする。なお、本新株予約権付社債の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。
  - (3) 当社は、本新株予約権付社債の割当日以降、当社が消滅会社となる合併又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転（以下「組織再編行為」という。）につき、当社の当該組織再編行為承認機関による承認がなされることを条件として、当該組織再編行為の効力発生日以前に設定される繰上償還日に残存する本社債の全部（一部は不可）を額面100円につき金100円にて繰上償還できるものとする。この場合は、繰上償還日の1ヶ月前までに社債権者に事前通知をするものとする。
  - (4) 本新株予約権付社債の社債権者は、第2回転換価額修正日（第14項第(5)号で定義される）以降、本新株予約権の行使可能期間中において、株式会社大阪証券取引所（以下「取引所」という。）における当社普通株式の普通取引の毎日の終値（気配値含む）が、10連続取引日のいずれの取引日においても転換価額（第14項第(4)号②に規定される。）を下回った場合には、当該10連続取引日の最終日の翌取引日から起算して60取引日後以降の日を繰上償還日として、当社に対して事前通知を行った上で、当該繰上償還日に残存する本社債の全部又は一部を額面100円につき金100円にて繰上償還することを、当社に請求できる権利を有する。ただし、繰上償還日が満期償還日以降となる場合、本号は適用されないものとする。
  - (5) 本新株予約権付社債の買入消却は、当社と社債権者の合意により、本新株予約権付社債の割当日の翌日以降、本社債の額面100円につき金100円にて、いつでもこれを行うことができる。
  - (6) 本項に定める償還又は買入すべき日が銀行休業日（銀行法第15条第1項に定める「銀行の休日」を「銀行

ご注意：この文書は、当社の第2回新株予約権、第3回及び第4回並びに第5回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行に関して、一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

休業日」といい、銀行休業日以外の日を「銀行営業日」という。)に該当する場合は、その前銀行営業日にこれを繰上げる。

- (7) 繰上償還又は買入消却される本社債については、繰上償還日又は買入消却日に繰上償還又は買入消却される本社債の額面100円につき3.0%を乗じた額を当該社債権者に支払う。

10. 利息支払の方法及び期限

- (1) 本社債の利息は、本新株予約権付社債の割当日の翌日から本社債の満期償還日までこれをつけ、平成23年4月21日を第1回の利息支払期日、平成23年10月21日を第2回の利息支払期日、平成24年4月20日を第3回の利息支払期日、満期償還日を満期利息支払期日として、それぞれ第6項の利率から算出される年額の半額相当を支払う。
- (2) 割当日後又は前回の利息支払期日後、次の各利息支払期日前に本新株予約権の行使の効力が発生した本社債については、割当日後又は前回の利息支払期日後から行使の効力発生日までの利息を付さない。
- (3) 割当日後又は前回の利息支払期日後、次の各利息支払期日(当日含む)までに繰上償還又は買入消却される本社債については、割当日後又は前回の利息支払期日後から繰上償還日又は買入消却日までの利息を付さない。
- (4) 償還された本社債については、償還期日後は利息をつけない。
- (5) 利息支払期日が銀行休業日に該当する場合は、支払いをその前銀行営業日に繰上げる。

11. 申込期日 平成22年10月20日

12. 社債及び新株予約権の払込期日及び割当日 平成22年10月21日

13. 募集の方法 第三者割当ての方法による

Brillance Multi Strategy Fund 100,000,000円(20個)

Brillance Hedge Fund 100,000,000円(20個)

14. 本新株予約権に関する事項

- (1) 本社債に付された本新株予約権の数

各本社債に付された本新株予約権の数は1個とし、合計40個を発行する。

なお、当社が本社債を消却した場合は、当該本社債に付された本新株予約権は同時に消滅するものとする。

- (2) 各本新株予約権の発行価額 無償とする。

- (3) 新株予約権の目的である株式の種類及び数の算出方法

① 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とする。

② 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を新たに発行又はこれに代えて当社の有する当社普通株式を処分(以下、当社普通株式の発行又は処分を「交付」という。)する数は、同一の新株予約権者により同時に行使請求された本新株予約権に関し出資される本社債の価額の総額を本項第(4)号②の転換価額(ただし、本項第(5)号及び第(6)号によって修正又は調整された場合は修正後又は調整後の転換価額)で除して得られる最大整数(以下「交付株式数」という。)とする。ただし、行使により生ずる1株未満の端数は切り捨て、現金調整は行わない。

- (4) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

① 本新株予約権の行使に際して出資される財産は、当該本新株予約権に係る本社債とし、当該本社債の価額は払込金額と同額とする。

② 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式1株あたりの出資される財産の価額(以下「転換価額」という。)は、当初、70円とする。ただし、本項第(5)号又は第(6)

ご注意：この文書は、当社の第2回新株予約権、第3回及び第4回並びに第5回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行に関して、一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。



号の規定に従って修正又は調整されるものとする。

- ③ 本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる本社債は、第9項の規定に拘わらず、本新株予約権の行使の効力発生と同時に償還期限が到来し、かつ消滅するものとする。

(5) 転換価額の修正

平成23年5月2日（第1回修正日）、平成23年11月9日（第2回修正日）、平成24年5月16日（第3回修正日）をそれぞれ転換価額修正日（以下「修正日」という。）とし、当該日において有効な転換価額と各修正日に先立つ5取引日の株式会社大阪証券取引所（以下「取引所」という。）における当社普通株式の普通取引の終値（気配値含む）単純平均の90%に相当する金額（1円未満切捨て。以下「基準価格」という。）を比較し、基準価格が転換価額を1円以上上回る場合又は下回る場合には、転換価額を当該基準価格に修正する。なお、本項第(6)号定める転換価額の調整事由が生じた場合には、修正後の転換価額は、本要項に従い当社が適当と判断する値に調整される。また、かかる算出の結果、基準価格が当初の転換価額の50%に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。ただし、本項第(6)号による調整を受ける。以下「下限転換価額」という。）を下回る場合には、修正後の転換価額は下限転換価額とし、基準価格が当初の転換価額の200%に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。ただし、本項第(6)号による調整を受ける。以下「上限転換価額」という。）を上回る場合には、修正後の転換価額は上限転換価額とする。

(6) 転換価額の調整

- ① 当社は、本新株予約権の割当日後、本号②に掲げる各事由により当社普通株式が交付され、発行済普通株式総数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「転換価額調整式」という。）をもって転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

- ② 転換価額調整式により転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- i. 本号④ ii に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合（ただし、当社の発行した取得請求権付株式の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利の請求又は行使による場合を除く。）、調整後の転換価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降、又、募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。
- ii. 株式分割又は株式無償割当により当社普通株式を発行する場合、調整後の転換価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主（普通株主を除く。）に当社普通株式の無償割当をするときは当該割当の効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。
- iii. 取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本号④ ii に定める時価を下回る価額をもって

ご注意：この文書は、当社の第2回新株予約権、第3回及び第4回並びに第5回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行に関して、一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合（無償割当の場合を含む）又は本号④ ii に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利を発行する場合（無償割当の場合を含む）、調整後の転換価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが転換価額で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権又は新株予約権付社債の場合は割当日、無償割当の場合は効力発生日）の翌日以降これを適用する。ただし、その権利の割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

上記に拘わらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利が発行された時点で確定していない場合、調整後の転換価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

- iv. 上記 i 乃至 iii の各取引において、その権利の割当のための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、上記 i 乃至 iii の定めにかかわらず、調整後の転換価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までには本新株予約権を行使した社債権者に対しては、次の算式に従って当社普通株式の交付株式数を決定するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{\text{調整前転換価額} - \text{調整後転換価額}}{\text{調整後転換価額}} \times \frac{\text{調整前転換価額により当該期間内に交付された当社普通株式数}}{\text{調整後転換価額}}$$

ただし、行使により生ずる1株未満の端数は切り捨て、現金調整は行わない。

- ③ 転換価額調整式により算出された調整後の転換価額と調整前の転換価額との差額が1円未満にとどまる限りは、転換価額の調整はこれを行わない。ただし、その後の転換価額の調整を必要とする事由が発生し転換価額を算出する場合は、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて、調整前転換価額からこの差額を差引いた額を使用する。

④ その他

- i. 転換価額調整式の計算については、1円未満の端数を四捨五入する。
- ii. 転換価額調整式で使用する時価は、調整後の転換価額を適用する日（ただし、本号② iv の場合は基準日）に先立つ45 取引日目に始まる30 取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（当日付で終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- iii. 転換価額調整式で使用する既発行株式数は、基準日がある場合はその日、又、基準日がない場合は、調整後の転換価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式総数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。又、本号② ii の場合には、転換価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割当てられる当社普通株式数を含まないものとする。

ご注意：この文書は、当社の第2回新株予約権、第3回及び第4回並びに第5回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行に関して、一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

⑤ 本号②の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な転換価額の調整を行う。

- i. 株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換のために転換価額の調整を必要とするとき。
- ii. その他当社の発行済普通株式総数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。
- iii. 転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

⑥ 本号に定めるところにより転換価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の転換価額、調整後の転換価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本社債権者に通知する。ただし、本号② ii に示される株式分割の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。

(7) 本新株予約権の行使請求期間

平成22年10月25日から平成24年10月18日までとする。本新株予約権付社債の繰上償還又は買入消却を行う場合は、当社が取得する本新株予約権の権利行使については、取得日の前銀行営業日までとする。

(8) その他の本新株予約権の行使の条件

- ① 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ② 各本新株予約権の一部行使はできない。

(9) 新株予約権の取得事由

本新株予約権の取得事由は定めない。

(10) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

(11) 新株予約権の行使請求の方法

- ① 本新株予約権の行使請求は、当社の定める行使請求書に、必要事項を記載したうえ、本項第(7)号に定める行使請求期間中に第19項に定める行使請求受付場所に提出しなければならない。
- ② 本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求受付場所にて行使請求が受理された日に発生する。

15. 財務上の特約

担保提供制限

当社は、本新株予約権付社債の未償還残高が存する限り、本新株予約権付社債発行後、当社が国内で今後発行する他の転換社債型新株予約権付社債に担保権を設定する場合には、本新株予約権付社債のためにも担保付社債信託法に基づき、同順位の担保権を設定する。なお、転換社債型新株予約権付社債とは、会社法第2条第22号に規定された新株予約権付社債であって、会社法第236条第1項第3号の規定により、新株予約権の内容として、新株予約権付社債に係る社債を新株予約権の行使に際して出資の目的とする旨を定めたものをいう。

16. 期限の利益喪失に関する特約

当社は、次の各場合には本社債について期限の利益を失う。

ご注意：この文書は、当社の第2回新株予約権、第3回及び第4回並びに第5回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行に関し、一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

- (1) 当社が第9項及び第10項の規定に違背したとき。
- (2) 当社が第14項第(6)号又は第15項の規定に違背し、本新株予約権付社債の社債権者から是正を求める通知を受領した後30日以内にその履行又は補正をしないとき。
- (3) 当社が本社債以外の社債について期限の利益を喪失し、又は期限が到来してもその弁済をすることが出来ないとき。
- (4) 当社が社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失し、若しくは期限が到来してもその弁済をすることができないとき、又は当社以外の社債若しくはその他の借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにも拘わらず、その履行をすることができないとき。ただし、当該債務の合計額(邦貨換算後)が500万円を超えない場合は、この限りではない。
- (5) 当社が、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算開始の申立てをし、又は当社の取締役会において解散(合併の場合を除く。)の議案を株主総会に提出する旨の決議を行ったとき。
- (6) 当社が、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始の決定若しくは特別清算開始の命令を受けたとき。
- (7) 当社が、特定認証紛争解決手続(事業再生ADR手続)の利用申請を行ったとき。
- (8) 当社が、事業経営に不可欠な資産に対し差押若しくは競売(公売を含む。)の申し立てを受け、又は滞納処分を受ける等当社の信用を著しく害損する事実が生じたとき。
- (9) 当社の意図によらず又は意向に反して、当社普通株式の取引所における上場廃止が決定されたとき。

#### 17. 譲渡制限

本新株予約権付社債の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。

#### 18. 株券の不発行

当社は、行使請求により発行する株式にかかる株券を発行しない。

#### 19. 行使請求受付場所

当社 管理本部

#### 20. 償還金及び利息支払い事務取扱者

当社 管理本部

#### 21. 本新株予約権付社債の社債権者に通知する場合の公告

本社債の社債権者に対し公告を行う場合は、当社の定款所定の方法によりこれを行う。ただし法令に別段の定めがある場合を除き、公告の掲載に変えて本新株予約権付社債の社債権者に直接通知する方法によることができる。

#### 22. 本新株予約権と引換に払込を行わない理由

本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできず、本新株予約権の行使は本社債の現物出資によりなされ、かつ本社債が消却されると、これに伴い本新株予約権は消滅する等、本社債と本新株予約権が相互密接に関連する。また、発行後に当社株価が変動しても、定期的に転換価額が修正されるという本新株予約権付社債の特性、及び、第三者機関においてモンテカルロ・シミュレーションにて算定された本新株予約権の公正価値と本社債の利率、払込価額等その他の発行条件により当社が得られる経済的価値とを勘案して、本新株予約権と引換に金銭の払込みをしないこととした。

#### 23. その他

- (1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。

ご注意：この文書は、当社の第2回新株予約権、第3回及び第4回並びに第5回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行に関して、一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

- (2) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (3) その他本新株予約権付社債発行に関し必要な事項は、当社代表取締役に一任する。

ご注意：この文書は、当社の第2回新株予約権、第3回及び第4回並びに第5回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行に関して、一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

株式会社ジー・テイスト  
第4回無担保転換社債型新株予約権付社債  
(転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付)

発行要項

1. 社債の名称 株式会社ジー・テイスト第4回無担保転換社債型新株予約権付社債（転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付）（以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」という。）
2. 社債の総額 金40,000,000円
3. 各社債の金額 金2,000,000円
4. 各社債の払込金額 額面100円につき金100円
5. 新株予約権付社債券 本新株予約権付社債については、新株予約権付社債券を発行しない。
6. 社債の利率 年2.8% ただし第10項の定めにしたがう。
7. 担保・保証の有無 本新株予約権付社債には担保及び保証は付されておらず、又、本新株予約権付社債のために特に留保されている資産はない。
8. 社債管理者の不設置 本新株予約権付社債は、会社法第702条但書の要件を充たすものであり、社債管理者は設置しない。
9. 償還の方法及び期限
  - (1) 本社債は、平成25年10月21日（以下「満期償還日」という。）に、その総額を額面100円につき金100円で償還する。
  - (2) 当社は、平成25年4月19日を繰上償還日として、その選択により償還の期限までに残存する本社債の全部又は一部を額面100円につき金100円にて繰上償還できるものとする。この場合は、繰上償還日の2週間前までに社債権者に事前通知をするものとする。なお、本新株予約権付社債の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。
  - (3) 当社は、本新株予約権付社債の割当日以降、当社が消滅会社となる合併又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転（以下「組織再編行為」という。）につき、当社の当該組織再編行為承認機関による承認がなされることを条件として、当該組織再編行為の効力発生日以前に設定される繰上償還日に残存する本社債の全部（一部は不可）を額面100円につき金100円にて繰上償還できるものとする。この場合は、繰上償還日の1ヶ月前までに社債権者に事前通知をするものとする。
  - (4) 本新株予約権付社債の社債権者は、第2回転換価額修正日（第14項第(5)号で定義される）以降、本新株予約権の行使可能期間中において、株式会社大阪証券取引所（以下「取引所」という。）における当社普通株式の普通取引の毎日の終値（気配値含む）が、10連続取引日のいずれの取引日においても転換価額（第14項第(4)号②に規定される。）を下回った場合には、当該10連続取引日の最終日の翌取引日から起算して60取引日後以降の日を繰上償還日として、当社に対して事前通知を行った上で、当該繰上償還日に残存する本社債の全部又は一部を額面100円につき金100円にて繰上償還することを、当社に請求できる権利を有する。ただし、繰上償還日が満期償還日以降となる場合、本号は適用されないものとする。
  - (5) 本新株予約権付社債の買入消却は、当社と社債権者の合意により、本新株予約権付社債の割当日の翌日以降、本社債の額面100円につき金100円にて、いつでもこれを行うことができる。
  - (6) 本項に定める償還又は買入すべき日が銀行休業日（銀行法第15条第1項に定める「銀行の休日」を「銀

ご注意：この文書は、当社の第2回新株予約権、第3回及び第4回並びに第5回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行に関して、一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

行休業日」といい、銀行休業日以外の日を「銀行営業日」という。)に該当する場合は、その前銀行営業日にこれを繰上げる。

10. 利息支払の方法及び期限

- (1) 本社債の利息は、本新株予約権付社債の割当日の翌日から本社債の満期償還日までこれをつけ、平成23年4月21日を第1回の利息支払期日、平成23年10月21日を第2回の利息支払期日、平成24年4月20日を第3回の利息支払期日、平成24年10月19日を第4回の利息支払期日、平成25年4月19日を第5回の利息支払期日、満期償還日を満期利息支払期日として、それぞれ第6項の利率から算出される年額の半額相当を支払う。
- (2) 社債の割当日後又は前回の利息支払期日後、次の各利息支払期日前に本社債に付された新株予約権の行使の効力が発生した本社債については、行使日以降利息は発生しないものとする。なお、当該行使の効力発生日において残存する未払い経過利息及び未払い残高は、当該行使の効力発生後30日以内に当該行使を行った本社債権者に対してこれを支払うものとします。
- (3) 本社債の割当日後または前回の利息支払期日後、次の各利息支払期日(当日含む)までに繰上償還又は買入消却される本社債については、当該繰上償還日又は買入消却日において残存する未払い経過利息及び未払い残高は、当該償還日または買入消却日の後30日以内に当該行使を行った本社債権者に対してこれを支払うものとします。
- (4) 償還された本社債については、償還期日後は利息をつけない。
- (5) 利息支払期日が銀行休業日に該当する場合は、支払いをその前銀行営業日に繰上げる。

11. 申込期日 平成22年10月20日

12. 社債及び新株予約権の払込期日及び割当日 平成22年10月21日

13. 募集の方法 第三者割当ての方法による

株式会社ジー・コミュニケーション 40,000,000円(20個)

14. 本新株予約権に関する事項

(1) 本社債に付された本新株予約権の数

各本社債に付された本新株予約権の数は1個とし、合計20個を発行する。

なお、当社が本社債を消却した場合は、当該本社債に付された本新株予約権は同時に消滅するものとする。

(2) 各本新株予約権の発行価額 無償とする。

(3) 新株予約権の目的である株式の種類及び数の算出方法

① 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とする。

② 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を新たに発行又はこれに代えて当社の有する当社普通株式を処分(以下、当社普通株式の発行又は処分を「交付」という。)する数は、同一の新株予約権者により同時に行使請求された本新株予約権に関し出資される本社債の価額の総額を本項第(4)号②の転換価額(ただし、本項第(5)号及び第(6)号によって修正又は調整された場合は修正後又は調整後の転換価額)で除して得られる最大整数(以下「交付株式数」という。)とする。ただし、行使により生ずる1株未満の端数は切り捨て、現金調整は行わない。

(4) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

① 本新株予約権の行使に際して出資される財産は、当該本新株予約権に係る本社債とし、当該本社債の価額は払込金額と同額とする。

② 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式1株あたりの出資される財産の価額(以下「転換価額」という。)は、当初、70円とする。ただし、本項第(5)号又は第(6)

ご注意：この文書は、当社の第2回新株予約権、第3回及び第4回並びに第5回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行に関して、一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

号の規定に従って修正又は調整されるものとする。

- ③ 本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる本社債は、第9項の規定に拘わらず、本新株予約権の行使の効力発生と同時に償還期限が到来し、かつ消滅するものとする。

(5) 転換価額の修正

平成23年5月2日（第1回修正日）、平成23年11月9日（第2回修正日）、平成24年5月16日（第3回修正日）、平成24年11月26日（第4回修正日）、平成25年6月3日（第5回修正日）をそれぞれ転換価額修正日（以下「修正日」という。）とし、当該日において有効な転換価額と各修正日に先立つ5取引日の株式会社大阪証券取引所（以下「取引所」という。）における当社普通株式の普通取引の終値（気配値含む）単純平均の90%に相当する金額（1円未満切捨て。以下「基準価格」という。）を比較し、基準価格が転換価額を1円以上上回る場合又は下回る場合には、転換価額を当該基準価格に修正する。なお、本項第(6)号定める転換価額の調整事由が生じた場合には、修正後の転換価額は、本要項に従い当社が適当と判断する値に調整される。また、かかる算出の結果、基準価格が当初の転換価額の50%に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。ただし、本項第(6)号による調整を受ける。以下「下限転換価額」という。）を下回る場合には、修正後の転換価額は下限転換価額とし、基準価格が当初の転換価額の200%に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。ただし、本項第(6)号による調整を受ける。以下「上限転換価額」という。）を上回る場合には、修正後の転換価額は上限転換価額とする。

(6) 転換価額の調整

- ① 当社は、本新株予約権の割当日後、本号②に掲げる各事由により当社普通株式が交付され、発行済普通株式総数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「転換価額調整式」という。）をもって転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

- ② 転換価額調整式により転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。
- i 本号④ ii に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合（ただし、当社の発行した取得請求権付株式の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利の請求又は行使による場合を除く。）、調整後の転換価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降、又、募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。
  - ii 株式分割又は株式無償割当により当社普通株式を発行する場合、調整後の転換価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主（普通株主を除く。）に当社普通株式の無償割当をするときは当該割当の効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。

ご注意：この文書は、当社の第2回新株予約権、第3回及び第4回並びに第5回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行に関して、一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。



iii 取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本号④ ii に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合（無償割当の場合を含む）又は本号④ ii に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利を発行する場合（無償割当の場合を含む）、調整後の転換価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが転換価額で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権又は新株予約権付社債の場合は割当日、無償割当の場合は効力発生日）の翌日以降これを適用する。ただし、その権利の割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

上記に拘わらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利が発行された時点で確定していない場合、調整後の転換価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

iv 上記 i 乃至 iii の各取引において、その権利の割当のための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、上記 i 乃至 iii の定めにも拘わらず、調整後の転換価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに本新株予約権を行使した社債権者に対しては、次の算式に従って当社普通株式の交付株式数を決定するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前転換価額} - \text{調整後転換価額}) \times \begin{matrix} \text{調整前転換価額により当該期間内に} \\ \text{交付された当社普通株式数} \end{matrix}}{\text{調整後転換価額}}$$

ただし、行使により生ずる1株未満の端数は切り捨て、現金調整は行わない。

③ 転換価額調整式により算出された調整後の転換価額と調整前の転換価額との差額が1円未満にとどまる限りは、転換価額の調整はこれを行わない。ただし、その後の転換価額の調整を必要とする事由が発生し転換価額を算出する場合は、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて、調整前転換価額からこの差額を差引いた額を使用する。

④ その他

i 転換価額調整式の計算については、1円未満の端数を四捨五入する。

ii 転換価額調整式で使用する時価は、調整後の転換価額を適用する日（ただし、本号② iv の場合は基準日）に先立つ45 取引日目に始まる30 取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（当日付けで終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

iii 転換価額調整式で使用する既発行株式数は、基準日がある場合はその日、又、基準日がない場合は、調整後の転換価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式総数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。又、本号② ii の場合には、転換価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割当てられる当社普

ご注意：この文書は、当社の第2回新株予約権、第3回及び第4回並びに第5回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行に関して、一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

通株式数を含まないものとする。

⑤ 本号②の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な転換価額の調整を行う。

i 株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換のために転換価額の調整を必要とするとき。

ii その他当社の発行済普通株式総数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。

iii 転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

⑥ 本号に定めるところにより転換価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の転換価額、調整後の転換価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本社債権者に通知する。ただし、本号② ii に示される株式分割の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。

(7) 本新株予約権の行使請求期間

平成22年10月25日から平成25年10月18日までとする。本新株予約権付社債の繰上償還又は買入消却を行う場合は、当社が取得する本新株予約権の権利行使については、取得日の前銀行営業日までとする。

(8) その他の本新株予約権の行使の条件

① 新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

② 各本新株予約権の一部行使はできない。

(9) 新株予約権の取得事由

本新株予約権の取得事由は定めない。

(10) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

(11) 新株予約権の行使請求の方法

① 本新株予約権の行使請求は、当社の定める行使請求書に、必要事項を記載したうえ、本項第(7)号に定める行使請求期間中に第19項に定める行使請求受付場所に提出しなければならない。

② 本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求受付場所にて行使請求が受理された日に発生する。

## 15. 財務上の特約

### 担保提供制限

当社は、本新株予約権付社債の未償還残高が存する限り、本新株予約権付社債発行後、当社が国内で今後発行する他の転換社債型新株予約権付社債に担保権を設定する場合には、本新株予約権付社債のためにも担保付社債信託法に基づき、同順位の担保権を設定する。なお、転換社債型新株予約権付社債とは、会社法第2条第22号に規定された新株予約権付社債であって、会社法第236条第1項第3号の規定により、新株予約権の内容として、新株予約権付社債に係る社債を新株予約権の行使に際して出資の目的とする旨を定めたものをいう。

ご注意：この文書は、当社の第2回新株予約権、第3回及び第4回並びに第5回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行に関して、一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

## 16. 期限の利益喪失に関する特約

当社は、次の各場合には本社債について期限の利益を失う。

- (1) 当社が第9項及び第10項の規定に違背したとき。
- (2) 当社が第14項第(6)号又は第15項の規定に違背し、本新株予約権付社債の社債権者からは正を求める通知を受領した後30日以内にその履行又は補正をしないとき。
- (3) 当社が本社債以外の社債について期限の利益を喪失し、又は期限が到来してもその弁済をすることが出来ないとき。
- (4) 当社が社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失し、若しくは期限が到来してもその弁済をすることができないとき、又は当社以外の社債若しくはその他の借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにも拘わらず、その履行をすることができないとき。ただし、当該債務の合計額(邦貨換算後)が50百万円を超えない場合は、この限りではない。
- (5) 当社が、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算開始の申立てをし、又は当社の取締役会において解散(合併の場合を除く。)の議案を株主総会に提出する旨の決議を行ったとき。
- (6) 当社が、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始の決定若しくは特別清算開始の命令を受けたとき。
- (7) 当社が、特定認証紛争解決手続(事業再生ADR手続)の利用申請を行ったとき。
- (8) 当社が、事業経営に不可欠な資産に対し差押若しくは競売(公売を含む。)の申し立てを受け、又は滞納処分を受ける等当社の信用を著しく害損する事実が生じたとき。
- (9) 当社の意図によらず又は意向に反して、当社普通株式の取引所における上場廃止が決定されたとき。

## 17. 譲渡制限

本新株予約権付社債の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。

## 18. 株券の不発行

当社は、行使請求により発行する株式にかかる株券を発行しない。

## 19. 行使請求受付場所

当社 管理本部

## 20. 償還金及び利息支払い事務取扱者

当社 管理本部

## 21. 本新株予約権付社債の社債権者に通知する場合の公告

本社債の社債権者に対し公告を行う場合は、当社の定款所定の方法によりこれを行う。ただし法令に別段の定めがある場合を除き、公告の掲載に変えて本新株予約権付社債の社債権者に直接通知する方法によることができる。

## 22. 本新株予約権と引換に払込を行わない理由

本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできず、本新株予約権の行使は本社債の現物出資によりなされ、かつ本社債が消却されると、これに伴い本新株予約権は消滅する等、本社債と本新株予約権が相互密接に関連する。また、発行後に当社株価が変動しても、定期的に転換価額が修正されるという本新株予約権付社債の特性、及び、第三者機関においてモンテカルロ・シミュレーションにて算定された本新株予約権の公正価値と本社債の利率、払込価額等その他の発行条件により当社が得られる経済的価値とを勘案して、本新株予約権と引換に金銭の払込みをしないこととした。

ご注意：この文書は、当社の第2回新株予約権、第3回及び第4回並びに第5回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行に関して、一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

### 23. その他

- (1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
- (2) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (3) その他本新株予約権付社債発行に関し必要な事項は、当社代表取締役に一任する。

ご注意：この文書は、当社の第2回新株予約権、第3回及び第4回並びに第5回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行に関して、一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

株式会社ジー・テイスト  
第5回無担保転換社債型新株予約権付社債  
(転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付)

発行要項

1. 社債の名称 株式会社ジー・テイスト第5回無担保転換社債型新株予約権付社債（転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付）（以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」という。）
2. 社債の総額 金130,000,000円
3. 各社債の金額 金5,000,000円
4. 各社債の払込金額 額面100円につき金100円
5. 新株予約権付社債券 本新株予約権付社債については、新株予約権付社債券を発行しない。
6. 社債の利率 年3.0% ただし第10項の定めにしたがう。
7. 担保・保証の有無 本新株予約権付社債には担保及び保証は付されておらず、又、本新株予約権付社債のために特に留保されている資産はない。
8. 社債管理者の不設置 本新株予約権付社債は、会社法第702条但書の要件を充たすものであり、社債管理者は設置しない。
9. 償還の方法及び期限
  - (1) 本社債は、平成26年10月21日（以下「満期償還日」という。）に、その総額を額面100円につき金100円で償還する。
  - (2) 当社は、平成26年4月21日を繰上償還日として、その選択により償還の期限までに残存する本社債の全部又は一部を額面100円につき金100円にて繰上償還できるものとする。この場合は、繰上償還日の2週間前までに社債権者に事前通知をするものとする。なお、本新株予約権付社債の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。
  - (3) 当社は、本新株予約権付社債の割当日以降、当社が消滅会社となる合併又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転（以下「組織再編行為」という。）につき、当社の当該組織再編行為承認機関による承認がなされることを条件として、当該組織再編行為の効力発生日以前に設定される繰上償還日に残存する本社債の全部（一部は不可）を額面100円につき金100円にて繰上償還できるものとする。この場合は、繰上償還日の1ヶ月前までに社債権者に事前通知をするものとする。
  - (4) 本新株予約権付社債の社債権者は、第2回転換価額修正日（第14項第(5)号で定義される）以降、本新株予約権の行使可能期間中において、株式会社大阪証券取引所（以下「取引所」という。）における当社普通株式の普通取引の毎日の終値（気配値含む）が、10連続取引日のいずれの取引日においても転換価額（第14項第(4)号②に規定される。）を下回った場合には、当該10連続取引日の最終日の翌取引日から起算して60取引日後以降の日を繰上償還日として、当社に対して事前通知を行った上で、当該繰上償還日に残存する本社債の全部又は一部を額面100円につき金100円にて繰上償還することを、当社に請求できる権利を有する。ただし、繰上償還日が満期償還日以降となる場合、本号は適用されないものとする。
  - (5) 本新株予約権付社債の買入消却は、当社と社債権者の合意により、本新株予約権付社債の割当日の翌日以降、本社債の額面100円につき金100円にて、いつでもこれを行うことができる。
  - (6) 本項に定める償還又は買入すべき日が銀行休業日（銀行法第15条第1項に定める「銀行の休日」を「銀

ご注意：この文書は、当社の第2回新株予約権、第3回及び第4回並びに第5回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行に関して、一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

行休業日」といい、銀行休業日以外の日を「銀行営業日」という。)に該当する場合は、その前銀行営業日にこれを繰上げる。

10. 利息支払の方法及び期限

- (1) 本社債の利息は、本新株予約権付社債の割当日の翌日から本社債の満期償還日までこれをつけ、平成23年4月21日を第1回の利息支払期日、平成23年10月21日を第2回の利息支払期日、平成24年4月20日を第3回の利息支払期日、平成24年10月19日を第4回の利息支払期日、平成25年4月19日を第5回の利息支払期日、平成25年10月21日を第6回の利息支払期日、平成26年4月21日を第7回の利息支払期日、満期償還日を満期利息支払期日として、それぞれ第6項の利率から算出される年額の半額相当を支払う。
- (2) 社債の割当日後又は前回の利息支払期日後、次の各利息支払期日前に本社債に付された新株予約権の行使の効力が発生した本社債については、行使日以降利息は発生しないものとする。なお、当該行使の効力発生日において残存する未払い経過利息及び未払い残高は、当該行使の効力発生後30日以内に当該行使を行った本社債権者に対してこれを支払うものとします。
- (3) 本社債の割当日後または前回の利息支払期日後、次の各利息支払期日(当日含む)までに繰上償還又は買入消却される本社債については、当該繰上償還日又は買入消却日において残存する未払い経過利息及び未払い残高は、当該償還日または買入消却日の後30日以内に当該行使を行った本社債権者に対してこれを支払うものとします。
- (4) 償還された本社債については、償還期日後は利息をつけない。
- (5) 利息支払期日が銀行休業日に該当する場合は、支払いをその前銀行営業日に繰上げる。

11. 申込期日 平成22年10月20日

12. 社債及び新株予約権の払込期日及び割当日 平成22年10月21日

13. 募集の方法 第三者割当ての方法による

株式会社ジー・コミュニケーション 130,000,000円(26個)

14. 本新株予約権に関する事項

- (1) 本社債に付された本新株予約権の数  
各本社債に付された本新株予約権の数は1個とし、合計26個を発行する。  
なお、当社が本社債を消却した場合は、当該本社債に付された本新株予約権は同時に消滅するものとする。
- (2) 各本新株予約権の発行価額 無償とする。
- (3) 新株予約権の目的である株式の種類及び数の算出方法
  - ① 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とする。
  - ② 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を新たに発行又はこれに代えて当社の有する当社普通株式を処分(以下、当社普通株式の発行又は処分を「交付」という。)する数は、同一の新株予約権者により同時に行使請求された本新株予約権に関し出資される本社債の価額の総額を本項第(4)号②の転換価額(ただし、本項第(5)号及び第(6)号によって修正又は調整された場合は修正後又は調整後の転換価額)で除して得られる最大整数(以下「交付株式数」という。)とする。ただし、行使により生ずる1株未満の端数は切り捨て、現金調整は行わない。
- (4) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
  - ① 本新株予約権の行使に際して出資される財産は、当該本新株予約権に係る本社債とし、当該本社債の価額は払込金額と同額とする。
  - ② 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式1株あたりの出資され

ご注意：この文書は、当社の第2回新株予約権、第3回及び第4回並びに第5回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行に関し、一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

る財産の価額（以下「転換価額」という。）は、当初、70円とする。ただし、本項第(5)号又は第(6)号の規定に従って修正又は調整されるものとする。

- ③ 本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる本社債は、第9項の規定に拘わらず、本新株予約権の行使の効力発生と同時に償還期限が到来し、かつ消滅するものとする。

(5) 転換価額の修正

平成23年5月2日（第1回修正日）、平成23年11月9日（第2回修正日）、平成24年5月16日（第3回修正日）、平成24年11月26日（第4回修正日）、平成25年6月3日（第5回修正日）、平成25年12月10日（第6回修正日）、平成26年6月17日（第7回修正日）をそれぞれ転換価額修正日（以下「修正日」という。）とし、当該日において有効な転換価額と各修正日に先立つ5取引日の株式会社大阪証券取引所（以下「取引所」という。）における当社普通株式の普通取引の終値（気配値含む）単純平均の90%に相当する金額（1円未満切捨て。以下「基準価格」という。）を比較し、基準価格が転換価額を1円以上上回る場合又は下回る場合には、転換価額を当該基準価格に修正する。なお、本項第(6)号定める転換価額の調整事由が生じた場合には、修正後の転換価額は、本要項に従い当社が適当と判断する値に調整される。また、かかる算出の結果、基準価格が当初の転換価額の50%に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。ただし、本項第(6)号による調整を受ける。以下「下限転換価額」という。）を下回る場合には、修正後の転換価額は下限転換価額とし、基準価格が当初の転換価額の200%に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。ただし、本項第(6)号による調整を受ける。以下「上限転換価額」という。）を上回る場合には、修正後の転換価額は上限転換価額とする。

(6) 転換価額の調整

- ① 当社は、本新株予約権の割当日後、本号②に掲げる各事由により当社普通株式が交付され、発行済普通株式総数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「転換価額調整式」という。）をもって転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

- ② 転換価額調整式により転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- i 本号④iiに定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合（ただし、当社の発行した取得請求権付株式の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利の請求又は行使による場合を除く。）、調整後の転換価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降、又、募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。
- ii 株式分割又は株式無償割当により当社普通株式を発行する場合、調整後の転換価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主（普通株主を除く。）に当社普通株式の無償割当

ご注意：この文書は、当社の第2回新株予約権、第3回及び第4回並びに第5回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行に関して、一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

をするときは当該割当の効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。

- iii 取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本号④ ii に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合（無償割当の場合を含む）又は本号④ ii に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利を発行する場合（無償割当の場合を含む）、調整後の転換価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが転換価額で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権又は新株予約権付社債の場合は割当日、無償割当の場合は効力発生日）の翌日以降これを適用する。ただし、その権利の割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

上記に拘わらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利が発行された時点で確定していない場合、調整後の転換価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

- iv 上記 i 乃至 iii の各取引において、その権利の割当てのための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、上記 i 乃至 iii の定めにも拘わらず、調整後の転換価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに本新株予約権を行使した社債権者に対しては、次の算式に従って当社普通株式の交付株式数を決定するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前転換価額} - \text{調整後転換価額}) \times \text{調整前転換価額により当該期間内に交付された当社普通株式数}}{\text{調整後転換価額}}$$

ただし、行使により生ずる1株未満の端数は切り捨て、現金調整は行わない。

- ③ 転換価額調整式により算出された調整後の転換価額と調整前の転換価額との差額が1円未満にとどまる限りは、転換価額の調整はこれを行わない。ただし、その後の転換価額の調整を必要とする事由が発生し転換価額を算出する場合は、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて、調整前転換価額からこの差額を差引いた額を使用する。

#### ④ その他

- i 転換価額調整式の計算については、1円未満の端数を四捨五入する。
- ii 転換価額調整式で使用する時価は、調整後の転換価額を適用する日（ただし、本号② iv の場合は基準日）に先立つ45 取引日目に始まる30 取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（当日付けで終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- iii 転換価額調整式で使用する既発行株式数は、基準日がある場合はその日、又、基準日がない場合は、調整後の転換価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式総数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。又、本号② ii の場合には、転換価額調整

ご注意：この文書は、当社の第2回新株予約権、第3回及び第4回並びに第5回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行に関して、一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。



式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割当てられる当社普通株式数を含まないものとする。

- ⑤ 本号②の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な転換価額の調整を行う。
- i 株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換のために転換価額の調整を必要とするとき。
  - ii その他当社の発行済普通株式総数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。
  - iii 転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- ⑥ 本号に定めるところにより転換価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の転換価額、調整後の転換価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本社債権者に通知する。ただし、本号② ii に示される株式分割の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。

(7) 本新株予約権の行使請求期間

平成22年10月25日から平成26年10月20日までとする。本新株予約権付社債の繰上償還又は買入消却を行う場合は、当社が取得する本新株予約権の権利行使については、取得日の前銀行営業日までとする。

(8) その他の本新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ② 各本新株予約権の一部行使はできない。

(9) 新株予約権の取得事由

本新株予約権の取得事由は定めない。

(10) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

(11) 新株予約権の行使請求の方法

- ① 本新株予約権の行使請求は、当社の定める行使請求書に、必要事項を記載したうえ、本項第(7)号に定める行使請求期間中に第19項に定める行使請求受付場所に提出しなければならない。
- ② 本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求受付場所にて行使請求が受理された日に発生する。

15. 財務上の特約

担保提供制限

当社は、本新株予約権付社債の未償還残高が存する限り、本新株予約権付社債発行後、当社が国内で今後発行する他の転換社債型新株予約権付社債に担保権を設定する場合には、本新株予約権付社債のためにも担保付社債信託法に基づき、同順位の担保権を設定する。なお、転換社債型新株予約権付社債とは、会社法第2条第22号に規定された新株予約権付社債であって、会社法第236条第1項第3号の規定により、新株予約権の内容として、新株予約権付社債に係る社債を新株予約権の行使に際して出資の目的とする旨を定めたものをいう。

ご注意：この文書は、当社の第2回新株予約権、第3回及び第4回並びに第5回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行に関して、一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

#### その他の条項

本新株予約権付社債の払込期日以降、当社の決算期における損益計算書（財務諸表等規則によるものとし、監査済みであることを要する。）に示される当期純損益が3期連続して損失となった場合、その3期目の決算期の末日より4ヶ月を経過した日以降、本社債権者は当社に対して繰上償還を請求することができる。

#### 16. 期限の利益喪失に関する特約

当社は、次の各場合には本社債について期限の利益を失う。

- (1) 当社が第9項及び第10項の規定に違背したとき。
- (2) 当社が第14項第(6)号又は第15項の規定に違背し、本新株予約権付社債の社債権者から是正を求める通知を受領した後30日以内にその履行又は補正をしないとき。
- (3) 当社が本社債以外の社債について期限の利益を喪失し、又は期限が到来してもその弁済をすることが出来ないとき。
- (4) 当社が社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失し、若しくは期限が到来してもその弁済をすることができないとき、又は当社以外の社債若しくはその他の借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにも拘わらず、その履行をすることができないとき。ただし、当該債務の合計額（邦貨換算後）が50百万円を超えない場合は、この限りではない。
- (5) 当社が、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算開始の申立てをし、又は当社の取締役会において解散（合併の場合を除く。）の議案を株主総会に提出する旨の決議を行ったとき。
- (6) 当社が、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始の決定若しくは特別清算開始の命令を受けたとき。
- (7) 当社が、特定認証紛争解決手続（事業再生ADR手続）の利用申請を行ったとき。
- (8) 当社が、事業経営に不可欠な資産に対し差押若しくは競売（公売を含む。）の申し立てを受け、又は滞納処分を受ける等当社の信用を著しく害損する事実が生じたとき。
- (9) 当社の意図によらず又は意向に反して、当社普通株式の取引所における上場廃止が決定されたとき。

#### 17. 譲渡制限

本新株予約権付社債の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。

#### 18. 株券の不発行

当社は、行使請求により発行する株式にかかる株券を発行しない。

#### 19. 行使請求受付場所

当社 管理本部

#### 20. 償還金及び利息支払い事務取扱者

当社 管理本部

#### 21. 本新株予約権付社債の社債権者に通知する場合の公告

本社債の社債権者に対し公告を行う場合は、当社の定款所定の方法によりこれを行う。ただし法令に別段の定めがある場合を除き、公告の掲載に変えて本新株予約権付社債の社債権者に直接通知する方法によることができる。

#### 22. 本新株予約権と引換に払込を行わない理由

本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできず、本新株予約権の行使は本社債の現物出資によりなされ、かつ本社債が消却されると、これに伴い本新株予約権は消

ご注意：この文書は、当社の第2回新株予約権、第3回及び第4回並びに第5回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行に関して、一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

減する等、本社債と本新株予約権が相互密接に関連する。また。発行後に当社株価が変動しても、定期的に転換価額が修正されるという本新株予約権付社債の特性、及び、第三者機関においてモンテカルロ・シミュレーションにて算定された本新株予約権の公正価値と本社債の利率、払込価額等その他の発行条件により当社が得られる経済的価値とを勘案して、本新株予約権と引換に金銭の払込みをしないこととした。

### 23. その他

- (1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
- (2) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (3) その他本新株予約権付社債発行に関し必要な事項は、当社代表取締役に一任する。

以上

ご注意：この文書は、当社の第2回新株予約権、第3回及び第4回並びに第5回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行に関して、一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。